

平成29年第1回千葉市議会定例会議案

議案第1号乃至第56号

平成29年2月

 千葉市

平成29年第1回千葉市議会定例会議案件名

議案 番号	議 案 件 名	頁
1	平成28年度千葉市一般会計補正予算（第4号）	別冊
2	平成28年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
3	平成28年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
4	平成28年度千葉市霊園事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
5	平成28年度千葉市都市計画土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
6	平成28年度千葉市公債管理特別会計補正予算（第1号）	別冊
7	平成28年度千葉市病院事業会計補正予算（第1号）	別冊
8	平成28年度千葉市下水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
9	平成29年度千葉市一般会計予算	別冊
10	平成29年度千葉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
11	平成29年度千葉市介護保険事業特別会計予算	別冊
12	平成29年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
13	平成29年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	別冊
14	平成29年度千葉市霊園事業特別会計予算	別冊
15	平成29年度千葉市農業集落排水事業特別会計予算	別冊
16	平成29年度千葉市競輪事業特別会計予算	別冊
17	平成29年度千葉市地方卸売市場事業特別会計予算	別冊
18	平成29年度千葉市都市計画土地地区画整理事業特別会計予算	別冊
19	平成29年度千葉市市街地再開発事業特別会計予算	別冊
20	平成29年度千葉市動物公園事業特別会計予算	別冊
21	平成29年度千葉市公共用地取得事業特別会計予算	別冊
22	平成29年度千葉市学校給食センター事業特別会計予算	別冊
23	平成29年度千葉市公債管理特別会計予算	別冊
24	平成29年度千葉市病院事業会計予算	別冊
25	平成29年度千葉市下水道事業会計予算	別冊
26	平成29年度千葉市水道事業会計予算	別冊

議案 番号	議 案 件 名	頁
27	千葉県職員定数条例の一部改正について	1
28	千葉県職員の給与に関する条例及び千葉県教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正について	2
29	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について	4
30	千葉県職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について	6
31	千葉県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について	13
32	千葉県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	15
33	千葉県自転車を活用したまちづくり条例の制定について	17
34	千葉県介護保険条例等の一部改正について	26
35	千葉県消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	63
36	千葉県消防関係手数料条例の一部改正について	65
37	特定非営利活動促進法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	70
38	千葉県指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部改正について	72
39	千葉県スポーツ振興基金条例の制定について	75
40	千葉県文化交流プラザ設置管理条例の廃止について	77
41	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について	78
42	千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	82
43	千葉県学校教育審議会設置条例の制定について	84
44	県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	87
45	千葉県学校給食センター設置管理条例の一部改正について	104
46	千葉県都市計画都地区土地区画整理事業施行規程の廃止について	105
47	千葉県地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	106
48	千葉県建築関係手数料条例の一部改正について	109
49	財産の取得について（千葉中央コミュニティセンター民間所有持分）	137

議案 番号	議 案 件 名	頁
50	損害賠償額の決定について	138
51	指定管理者の指定について（稲毛海浜公園花の美術館ほか4施設）	139
52	包括外部監査契約について	140
53	議決事件の一部変更について（旧千葉市立磯辺第二小学校解体工事に係る工事請負契約）	141
54	議決事件の一部変更について（液状化対策施設工事（磯辺4丁目28-1工区）に係る工事請負契約）	144
55	議決事件の一部変更について（液状化対策施設工事（磯辺4丁目28-2工区）に係る工事請負契約）	147
56	市道路線の認定及び廃止について	150

議案第 27 号

千葉市職員定数条例の一部改正について

千葉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 17 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市職員定数条例の一部を改正する条例

千葉市職員定数条例（昭和 24 年千葉市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の項中「960 人」を「5,377 人」に改め、同表合計の項中「7,525 人」を「11,942 人」に改め、同条第 2 項中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 26 条第 1 項の規定により大学院修学休業をしている職員

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議案説明

職員の定数を改めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 28 号

千葉市職員の給与に関する条例及び千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正について

千葉市職員の給与に関する条例及び千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 17 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市職員の給与に関する条例及び千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(千葉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 千葉市職員の給与に関する条例（昭和 26 年千葉市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「である職員（」を「である職員、職務の級が 2 級である職員（教育職給料表及び」に、「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」を「平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで」に、「100 分の 1.6」を「100 分の 1.2」に、「100 分の 1.2（医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあっては、100 分の 1）」を「100 分の 1」に改める。

附則第 4 項中「100 分の 1.6」を「100 分の 1.2」に、「100 分の 1.2（医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあっては、100 分の 1）」を「100 分の 1」に、「100 分の 3」を「100 分の 2.3」に改める。

附則第 5 項各号列記以外の部分中「100 分の 3」を「100 分の 2.3」に改め、同項第 1 号中「100 分の 6」を「100 分の 5」に改め、同項第 2 号、第 3 号、第 6 号及び第 7 号中「100 分の 4.2」を「100 分の 3.3」に改める。

附則別表第 1 行政職給料表の部 2 級の項、同表医療職給料表（1）の部 1 級の項、同表医療職給料表（2）の部 2 級の項及び同表医療職給料表（3）の部 2 級の項を削る。

附則別表第 2 を次のように改める。

## 附則別表第 2

|              |     |        |
|--------------|-----|--------|
| 行政職給料表       | 3 級 | 1 6 号給 |
| 教育職給料表       | 2 級 | 5 1 号給 |
| 医療職給料表 ( 1 ) | 2 級 | 1 6 号給 |
| 医療職給料表 ( 2 ) | 3 級 | 1 6 号給 |
| 医療職給料表 ( 3 ) | 3 級 | 1 6 号給 |

(千葉県教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第 2 条 千葉県教育職員の給与等の特別措置に関する条例 (昭和 4 6 年千葉県条例第 7 3 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

厳しい財政状況を踏まえ、一般職の職員の給料の減額措置を継続するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 29 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 17 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

第 1 条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭
和 31 年千葉市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 14 項から第 21 項まで及び附則第 23 項から第 27 項まで
の規定中「平成 29 年 3 月 31 日」を「平成 29 年 6 月 13 日」に改
める。

第 2 条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一
部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会及び固
定資産評価審査委員会の委員を除く。以下この項及び第 3 項ただし
書」を「農業委員会の委員、監査委員及び固定資産評価員に限る。以
下この条」に改め、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前
2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次
に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず、行政委員会の委員等が疾病等により
月の初日（月の中途においてその職に就任したときにあつては、そ
の職に就任した日）からその月の末日（月の中途においてその職を
退職し、失職し、若しくは免職され、又は死亡したときにあつては、
その退職、失職若しくは免職又は死亡の日）までの間にわたりその
職責を果たすことができないと認められるときは、その月分の報酬
を支給しない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

厳しい財政状況を踏まえ、特別職の職員の給与の減額措置を継続するほか、行政委員会の委員等の月額報酬の支給方法を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第30号

千葉市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について  
千葉市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次の  
とおり制定するものとする。

平成29年2月17日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例  
(千葉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 千葉市職員の育児休業等に関する条例(平成4年千葉市条例第  
2号)の一部を次のように改正する。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2第1号中「子」の次に  
「(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)」を  
加え、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉  
法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育  
里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する  
者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に  
規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職  
員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されて  
いる当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産した  
ことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の  
休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなった  
こと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3  
号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第

2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第19条第2項中「）を承認されている」を「）又は勤務時間条例第15条の2第2項第1号の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

第20条第2項中「行う場合」の次に「又は勤務時間条例第15条の2第2項第2号の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合」を加え、「から当該特別休暇を承認されている」を「から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「を承認さ

れている時間、」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間、」に、「の当該特別休暇を承認されている時間」を「の当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

(千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和39年千葉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「昭和26年千葉市条例第36号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第8条の3第1項中「の子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項において同じ。)」を加え、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め、「(以下この項において「要介護者」という。)」を削り、「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項において同じ。)」を加え、「あるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で

定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中」に、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第12条第1項中「1の」を「一の」に改める。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「あるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第3項中「千葉県職員の給与に関する条例」及び「同条例」を「給与条例」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、次の各号のいずれかに掲げる時間とする。

（1）前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

（2）前項に規定する期間内において、1日につき5時間を超えず、

かつ、1週間につき10時間（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、10時間に1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間

- 3 介護時間については、給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

（千葉市職員の給与に関する条例の一部改正）

- 第3条 千葉市職員の給与に関する条例（昭和26年千葉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第15条第3項」の次に「若しくは第15条の2第3項」を加える。

（千葉市水道局の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 第4条 千葉市水道局の職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和50年千葉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「占めるもの」の次に「（以下この項において「再任用短時間勤務職員」という。）」を加え、「又は介護休暇（当該職員が）」を「、介護休暇（当該職員が要介護者（」に改め、「あるもの」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間（要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間をいう。）と重複する期間を除く。）内において勤務時間の一部（1日につき2時間を超えない範囲内の時間又は1日につき5時間を超えず、かつ、1週間につき10時間（再任用短時間勤務職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間

勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）にあつては、10時間に1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た時間）を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

第20条の2中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「育児休業法」に改める。

（千葉市病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 千葉市病院局の職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年千葉市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「占めるもの」の次に「（以下この項において「再任用短時間勤務職員」という。）」を加え、「又は介護休暇（当該職員が）」を「、介護休暇（当該職員が要介護者（」に改め、「あるもの」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間（要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間をいう。）と重複する期間を除く。）内において勤務時間の一部（1日につき2時間を超えない範囲内の時間又は1日につき5時間を超えず、かつ、1週間につき10時間（再任用短時間勤務職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）にあつては、10時間に1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た時間）を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

第27条中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律

第110号)」を「育児休業法」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正前の千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第2条の規定による改正後の千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

~~~~~

議 案 説 明

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる「子」の範囲を拡大するとともに、介護休暇を分割して取得できることとするほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 31 号

千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について
千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 17 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
千葉市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年千葉市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、第 2 項」を「（同条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）から第 3 項まで」に改める。

第 6 条に次の 1 項を加える。

2 第 2 条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第 6 条の 2 法第 26 条の 6 第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第 4 条第 1 号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他市長がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。



議 案 説 明

配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 3 2 号

千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 2 月 1 7 日 提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉市条例第 号

千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年千葉市条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中 1 4 の項を 1 5 の項とし、1 0 の項から 1 3 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、9 の項の次に次のように加える。

10 市長	子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）による地域子ども・子育て支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

	中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの
--	------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

個人番号を利用する事務を追加するとともに、同事務における特定個人情報の利用範囲を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 33 号

千葉市自転車を活用したまちづくり条例の制定について  
千葉市自転車を活用したまちづくり条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 17 日提出

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉市条例第 号

### 千葉市自転車を活用したまちづくり条例

#### 目次

#### 前文

#### 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

#### 第 2 章 自転車を活用したまちづくり

##### 第 1 節 自転車の特性等を踏まえた活用と利用促進（第 6 条—第 9 条）

##### 第 2 節 自転車を利用する環境の整備（第 10 条）

##### 第 3 節 交通安全の確保等（第 11 条—第 20 条）

#### 第 3 章 自転車を活用したまちづくりの推進体制等（第 21 条—第 23 条）

#### 第 4 章 雑則（第 24 条）

#### 附則

本市は、全体として平坦な地形であり、自転車を日常的に利用しやすく、また、海辺、河川、谷津田、里山などの自転車で巡る地域資源に恵まれている。

自転車は、電動アシスト車、スポーツ車等の普及によるその種類の多様化及び自転車に類似する玩具の普及により、子どもから高齢者まで、幅広い世代にとってより手軽で便利な移動手段となっている。また、スポーツやレクリエーションとしての楽しみ方が多様化するとともに、情報通信技術の自転車への活用等の技術革新が進むことにより、市民の生活様式を更に変化させる可能性がある。

本市では、従来から交通安全や自転車を利用する環境の整備を推進しているところ、環境への負荷が少なく、健康を増進し、地域の活性化に

貢献し、災害時において機動的であるといった特性を持つ自転車は、その有用性が見直されつつある。

自転車は、その種類及び楽しみ方の多様化並びに様々な技術の発展とともに、今後更なる進化の可能性を秘めており、本市が成熟した都市を目指したまちづくりを進めていく上で、有効な移動手段として再認識し、様々な分野の施策において、積極的に活用すべき移動手段の一つである。

一方、自転車に起因する重大な事故、公共の場所における自転車の放置等の問題も発生しており、自転車が走行する環境の整備を推進するとともに、自転車利用者のルールの遵守及びマナーの向上について、自転車利用者の意識の醸成に向けた一層の取組が必要である。また、歩行者、自転車利用者及び自動車等運転者が安全かつ快適に共存できるよう、互いに思いやり、理解を深め合う取組を進めることが必要である。

自転車の利用に適している本市の特徴を活かすとともに、自転車に関わる多様な主体との連携の下、市民が安全、快適かつ自発的に自転車を利用することにより、成熟した都市を目指し、本市にふさわしいまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、本市の自転車を活用したまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民等、自転車利用者等の責務及び役割を明らかにするとともに、これらの者の連携その他の基本的な事項を定めることにより、本市における自転車を活用したまちづくりの総合的な推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 市内で自転車を利用する者をいう。
- (3) 自動車等運転者 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車（第13条において

- 「自動車等」という。)を運転する者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、又は滞在する者をいう。
  - (5) 事業者 市内で事業活動を行う法人及び個人をいう。
  - (6) 公共交通事業者 次に掲げる事業者をいう。
    - ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者
    - イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者
    - ウ 軌道法（大正10年法律第76号）第3条の特許を受けた事業者
  - (7) 自転車小売業者等 自転車の小売を業とする者（第15条第1項及び第2項において「自転車小売業者」という。）及び自転車の貸出しを業とする者（同条第3項において「自転車貸出業者」という。）をいう。
  - (8) 学校 市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。
  - (9) 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。
  - (10) 自転車保険等 自転車に関する交通事故により生じた損害をてん補するための保険又は共済をいう。

（基本理念）

第3条 自転車を活用したまちづくりは、市、市民等、事業者等が、自転車が手軽で便利な移動手段であり、環境への負荷の低減、健康の増進及び地域の活性化に貢献し、災害時において機動的である等の様々な特性と、まちづくりへの活用や市民等の生活様式を変化させる可能性（以下「自転車の特性等」という。）を有することを十分に理解するとともに、歩行者、自転車利用者及び自動車等運転者が安全かつ快適に共存できるよう互いに思いやり、理解を深め合いながら、多様な主体との連携の下、安全、快適かつ自発的な自転車の活用を推進し、将来にわたり成熟した都市にふさわしいまちづくりを目指すことを基本理念として行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、自転車を活用したまちづくりに関する計画を策定し、及び施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、自転車の利用の促進及び安全利用に関する周知、啓発、教育、指導等を実施するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自転車を活用したまちづくりについての理解及び関心を深めるとともに、自転車の利用の促進及び安全利用に関する取組に自ら参画するよう努めるものとする。

## 第2章 自転車を活用したまちづくり

### 第1節 自転車の特性等を踏まえた活用と利用促進

(自転車を活用した施策の推進)

第6条 市は、市民等、事業者等と連携し、自転車の特性等を活用した交通、環境、健康、スポーツ、レクリエーション、観光等に関する様々な施策を総合的に推進するものとする。

(自転車の特性等の周知及び啓発)

第7条 市は、市民及び事業者に対し、自転車の特性等を踏まえた有効な自転車の利用に関する周知及び啓発を行うものとする。

2 自転車小売業者等は、自転車の特性等を理解し、自転車の販売、点検又は整備をするときは、その顧客に対し、自転車の特性等に関する周知及び啓発を行うよう努めるものとする。

3 学校（幼稚園を除く。）及び専修学校等（学校教育法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、自転車の特性等を理解し、その児童、生徒又は学生に対し、自転車の特性等に関する周知及び啓発を行うよう努めるものとする。

4 未成年者を保護する責任のある者（以下「保護者」という。）は、自転車の特性等を理解し、当該未成年者に対し、自転車の特性等に関する教育を行うよう努めるものとする。

5 事業者は、自転車の特性等を理解し、その従業員に対し、自転車の特性等に関する周知及び啓発を行うよう努めるものとする。



(市民等による自転車利用の推進)

第8条 市民等は、自転車の特性等を理解し、有効な自転車の利用に努めるものとする。

(事業者による自転車利用の推進と促進)

第9条 事業者は、自転車の特性等を理解し、事業活動における自転車の利用の推進及び従業員の通勤時等における有効な自転車の利用の促進に努めるものとする。

2 公共交通事業者は、公共交通機関と自転車とが、有機的及び効果的に連携することができるよう努めるものとする。

第2節 自転車を利用する環境の整備

第10条 市は、自転車の種類及び利用目的の多様化並びに社会環境の変化に対応し、国その他の関係者と連携して安全かつ快適な自転車が走行する環境の整備を推進するとともに、事業者と連携して自転車の駐車のための施設（以下「自転車駐車場」という。）の設置を進めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、自転車を利用する環境の整備について千葉県その他の関係者と連携し、自転車の利便性向上に係る環境の整備に努めるものとする。

3 公共交通事業者は、公共交通機関を利用する自転車利用者のために必要な自転車駐車場の設置に積極的に努めるものとする。

第3節 交通安全の確保等

(市民等に対する自転車交通安全教育)

第11条 市は、国、千葉県、関係団体等と連携し、市民等に対し、自転車を安全かつ適正に利用するための周知、啓発及び教育を行うものとする。

(自転車利用者の遵守事項)

第12条 自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令、条例等を遵守するとともに、歩行者の安全を確保し、及び他の車両等の交通を妨げないよう、十分な配慮に努めるものとする。

2 自転車利用者は、次に掲げる事項を励行することにより、自転車に起因する事故及び盗難等の被害の防止等に関する意識を高めるととも

に、自転車の安全な利用に努めるものとする。

- (1) 自転車を定期的に点検し、必要に応じて整備すること。
- (2) 自転車に灯火を備え付けるとともに、当該自転車の両側面に反射器材を備え付けること。
- (3) 乗車用ヘルメットを着用すること。
- (4) 自転車の盗難を防止するための施錠、ひったくりを防止するための措置等の防犯対策を徹底すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしないこと。

(自動車等運転者の遵守事項)

第13条 自動車等運転者は、道路交通法その他の自動車等の利用に関する法令、条例等を遵守するとともに、車道を通行する自転車の安全に十分配慮した自動車等の運転に努めるものとする。

- 2 自動車等運転者は、追越し等のため自転車の側方を通過するときは、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めるものとする。
- 3 自動車等運転者は、車道に自転車が走行する環境が整備された道路においては、みだりに自動車等の停車又は駐車を行わないよう努めるものとする。

(歩行者の遵守事項)

第14条 歩行者は、自らも道路交通法の適用を受けることを十分理解した上で、同法その他の法令、条例等を遵守するとともに、歩道等を安全に通行するよう努めるものとする。

(自転車小売業者等の役割)

第15条 自転車小売業者は、自転車の販売、点検又は整備をするときは、自転車利用者に対し、自転車の安全な利用方法並びに自転車の定期的な点検及び整備の必要性について周知及び啓発を行うよう努めるものとする。

- 2 自転車小売業者は、道路において利用する自転車を販売するときは、当該自転車に灯火及び両側面に反射器材を備え付けること等により、自転車が安全で適正に利用されるために必要な措置を講ずるよう努め

るものとする。

- 3 自転車貸出業者は、道路において利用する自転車を貸し出すときは、当該自転車に灯火及び両側面に反射器材を備え付けること等により、自転車が安全で適正に利用されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(保護者等の役割)

第16条 保護者は、その保護する未成年者に対し、事故を未然に防ぐため、自転車の適正な利用方法を説明し、自転車の安全利用に関する教育及び指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、自転車の利用において、その保護する未成年者の模範となるよう努めるものとする。
- 3 保護者は、その保護する未成年者である幼児、児童又は生徒が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他の自転車の利用に係る交通事故の被害の軽減を図るための器具を着用させるよう努めるものとする。
- 4 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットその他の自転車の利用に係る交通事故の被害の軽減を図るための器具を着用させるとともに、自転車の安全利用に関する助言をするよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第17条 学校(大学を除く。)の長は、当該学校における教育活動として、その児童又は生徒に対し、心身の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する啓発及び教育を行うよう努めるものとする。

- 2 小学校、中学校及び高等学校の長は、児童又は生徒の自転車を利用して通学することを認めるときは、当該児童又は生徒に対し、必要な教育及び指導を行うよう努めるものとする。
- 3 大学及び専修学校等の長は、その生徒又は学生に対し、自転車の安全利用に関する啓発及び教育を行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第18条 事業者は、事業活動又は通勤で自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全利用に関する啓発を行い、自転車を利用した通勤の

ために自転車駐車を確保し、及び自転車の適正な管理に努めるものとする。

- 2 事業者は、その所有する施設において自転車の駐車需要を生じさせる場合は、当該施設の利用者のために必要な自転車駐車の確保に努めるものとする。

(関係団体の役割)

第19条 関係団体は、自転車利用者に対し、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

(自転車保険等への加入等)

第20条 自転車利用者（未成年者を除く。）は、自転車保険等に加入するよう努めるものとする。ただし、当該自転車利用者の自転車保険等への加入が当該自転車利用者以外の者によりなされているときは、この限りでない。

- 2 保護者は、その保護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車保険等に加入するよう努めるものとする。ただし、当該未成年者の自転車保険等への加入が当該保護者以外の者によりなされているときは、この限りでない。

- 3 事業者は、その事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車保険等に加入するよう努めるとともに、通勤で自転車を利用する従業員に対し、自転車保険等の加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。

- 4 学校及び専修学校等の長は、児童、生徒、学生及びその保護者に対し、自転車保険等への加入に関する啓発を行うよう努めるものとする。

- 5 市、関係団体及び自転車小売業者等は、自転車利用者に対し、自転車に起因する事故がもたらす被害等の情報について周知を図り、自転車保険等に加入するよう啓発を行うとともに、自転車保険等に加入しようとする者の利便に資するため、相互の連携及び協力の下に、自転車保険等の加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。

### 第3章 自転車を活用したまちづくりの推進体制等

(自転車を活用したまちづくり推進の組織等)

第21条 自転車に関わる全ての者は、この条例の目的を達成するため、

それぞれの役割を相互に補完し、及び連携するよう努めるものとする。  
2 市は、自転車を活用したまちづくりを推進するため、市民等、事業者等と連携し、自転車に関わる者による、柔軟かつ弾力的に対応し得る組織を構築するものとする。

(自転車を活用したまちづくり推進のための人材育成等)

第22条 市は、市民等、事業者等と連携し、自転車を活用したまちづくりを推進する人材の育成を行うものとする。

2 市は、市民等、事業者等と連携し、自転車を活用したまちづくりを推進する市民団体、事業者等に対し、自転車に関する施策に係る情報提供その他の支援等を行うものとする。

(表彰)

第23条 市長は、自転車を活用したまちづくりの推進に貢献した者を表彰することができる。

#### 第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

市民等の安全、快適かつ自発的な自転車利用をもって、将来にわたり、自転車を活用したまちづくりを総合的に進めるための基本的な事項について定めるため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 34 号

千葉市介護保険条例等の一部改正について

千葉市介護保険条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 17 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市介護保険条例等の一部を改正する条例

(千葉市介護保険条例の一部改正)

第 1 条 千葉市介護保険条例(平成 12 年千葉市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 の次に次の 4 条を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業に係る支給限度額)

第 2 条の 4 居宅要支援被保険者等が月の初日からの 1 月間において受けた第 1 号訪問事業又は第 1 号通所事業(指定事業者により行われるものに限る。以下「第 1 号訪問事業等」という。)につき支給する第 1 号事業支給費の額の総額と法第 55 条第 1 項に規定する合計額との合計額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成 12 年厚生省告示第 33 号。以下この条において「告示第 33 号」という。)第 2 号(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)第 140 条の 62 の 4 第 2 号に掲げる者にあつては、告示第 33 号第 2 号イ)に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額を基礎として、施行規則第 87 条に定めるところにより算定した額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を超えることができない。

(1) 次号に掲げる居宅要支援被保険者等以外の居宅要支援被保険者等 100 分の 90(次条の規定の適用を受ける者にあつては 100 分の 90 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市長が定める割合)

(2) 法第 59 条の 2 に規定する所得の額が同条の政令で定める額以

上である居宅要支援被保険者等 100分の80（次条の規定の適用を受ける者にあつては100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市長が定める割合）

（第1号事業支給費の額の特例）

第2条の5 施行規則第97条第1項各号に掲げる特別の事情その他これらに類するものとして市長が認める事情があることにより、第1号事業に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者等へ支給する第1号訪問事業等に係る第1号事業支給費の額の割合は、施行規則第140条の63の2第1項第1号イ、第2号イ及び第3号イ並びに第4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

（1）前条第1号に掲げる者 100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市長が定める割合

（2）前条第2号に掲げる者 100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市長が定める割合

（高額介護予防サービス費相当費の支給）

第2条の6 居宅要支援被保険者等に係る第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（次条第1項において「利用者負担額」という。）が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、高額介護予防サービス費相当費を支給する。

（1）居宅要支援被保険者等が受けた第1号訪問事業等に係る第1号事業支給費の合計額（次号において「第1号事業支給費合計額」という。）に90分の100（第2条の4第2号に掲げる者（前条の規定の適用を受ける者を除く。）にあつては80分の100、前条第1号に掲げる者にあつては100分の100を同号に規定する市長が定める割合で除して得た割合、同条第2号に掲げる者にあつては100分の100を同号に規定する市長が定める割合で除して得た割合）を乗じて得た額

（2）第1号事業支給費合計額

2 前項に規定するもののほか、高額介護予防サービス費相当費の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費相当費の支給に関し

て必要な事項は、高額介護予防サービス費に係るこれらの事項を勘案して市長が別に定める。

(高額医療合算介護予防サービス費相当費の支給)

第2条の7 居宅要支援被保険者等に係る利用者負担額(前条第1項の高額介護予防サービス費相当費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該居宅要支援被保険者等に係る介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第22条の3第1項各号に定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、高額医療合算介護予防サービス費相当費を支給する。

2 前項に規定するもののほか、高額医療合算介護予防サービス費相当費の支給要件、支給額その他高額医療合算介護予防サービス費相当費の支給に関して必要な事項は、高額医療合算介護予防サービス費に係るこれらの事項を勘案して市長が別に定める。

第3条第1号中「介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

(千葉県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 千葉県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第67号)の一部を次のように改正する。

「第2章 介護予防訪問介護

第1節 基本方針(第4条)

第2節 人員に関する基準(第5条・第6条)

第3節 設備に関する基準(第7条)

目次中 第4節 運営に関する基準(第8条—第38条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第39条—第41条)

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第

42条一第46条)

を「第2章 削除」に、「第51条」を「第50条の2」に、

「第7章 介護予防通所介護

第1節 基本方針（第96条）

第2節 人員に関する基準（第97条・第98条）

第3節 設備に関する基準（第99条）

第4節 運営に関する基準（第100条一第107条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（第108条一第111条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第112条
一第115条）

を「第7章 削除」に、「第119条」を「第118条の2」に改める。

第2条第1号中「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）」を「法」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「旧法」を「法」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第4条から第46条まで 削除

第48条第3項中「千葉県指定居宅サービス等条例第48条第1項に」を「千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第66号。以下「千葉県指定居宅サービス等条例」という。）第48条第1項に」に改める。

第3章第4節中第51条の前に次の12条を加える。

（内容及び手続の説明並びに同意）

第50条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその

家族に対し、第54条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記

録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならぬ。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第50条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第50条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第50条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第50条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第50条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年千葉市条例第13号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなけれ

ばならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第50条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第50条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。次条において「施行規則」という。)第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第50条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第50条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

い。

(身分を証する書類の携行)

第50条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第50条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第51条の次に次の2条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第51条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第51条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指

示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第54条の次に次の10条を加える。

(勤務体制の確保等)

第54条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、高齢者虐待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。以下同じ。）の防止を図るため、毎年1回以上、研修を実施しなければならない。

(衛生管理等)

第54条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(揭示)

第54条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第54条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第54条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておかなければならない。

(広告)

第54条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第54条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第54条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する

等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第54条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第54条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、

速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第54条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第55条第2項第1号中「次条において準用する第19条第2項」を「第50条の13第2項」に改め、同項第2号中「次条において準用する第23条」を「第51条の3」に改め、同項第3号中「次条において準用する第34条第2項」を「第54条の8第2項」に改め、同項第4号中「次条において準用する第36条第2項」を「第54条の10第2項」に改める。

第56条を次のように改める。

第56条 削除

第62条中「第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第28条から第33条まで、第34条（第5項及び第6項を除く。）及び第35条から第37条まで並びに」を削り、「第51条第1項及び」を「第50条の9、第51条第1項、第54条の8第5項及び第6項並びに」に、「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第8条第1項及び第30条中「第26条」を「第50条の2第1項及び第54条の4中「第54条」に、「第19条第1項」を「第50条の13第1項」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「、第21条中「法定代理受領サービスに該当しない指

定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第29条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と」を削り、「前項」と」の次に「、第51条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と」を加える。

第73条第2項第4号中「第19条第2項」を「第50条の13第2項」に改め、同項第5号中「第23条」を「第51条の3」に改め、同項第6号中「第34条第2項」を「第54条の8第2項」に改め、同項第7号中「第36条第2項」を「第54条の10第2項」に改める。

第74条中「第8条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第23条、第28条から第37条まで及び第53条」を「第50条の2、第50条の3、第50条の5から第50条の7まで、第50条の9から第50条の13まで、第51条の2、第51条の3、第53条及び第54条の2から第54条の11まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第8条第1項及び第30条中「第26条」を「第50条の2第1項及び第54条の4中「第54条」に、「第13条中」を「第50条の7中」に改め、「病歴」と」の次に「、第54条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第83条第2項第2号中「第19条第2項」を「第50条の13第2項」に改め、同項第3号中「第23条」を「第51条の3」に改め、同項第4号中「第34条第2項」を「第54条の8第2項」に改め、同項第5号中「第36条第2項」を「第54条の10第2項」に改める。

第84条中「第8条から第13条まで、第15条から第19条まで、第21条、第23条、第28条から第31条まで、第33条から第37条まで、第53条」を「第50条の2から第50条の7まで、第50条の9から第50条の13まで、第51条の2、第51条の3、

第53条、第54条の2から第54条の5まで、第54条の7から第54条の11まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第8条第1項及び第30条中「第26条」を「第50条の2第1項及び第54条の4中「第54条」に、「第13条中」を「第50条の7中」に改め、「病歴」と」の次に「、第54条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第92条第2項第1号中「第19条第2項」を「第50条の13第2項」に改め、同項第2号中「第23条」を「第51条の3」に改め、同項第3号中「第34条第2項」を「第54条の8第2項」に改め、同項第4号中「第36条第2項」を「第54条の10第2項」に改める。

第93条中「第8条から第13条まで、第16条、第18条、第19条、第21条、第23条、第28条から第31条まで、第33条から第37条まで、第53条」を「第50条の2から第50条の7まで、第50条の10、第50条の12、第50条の13、第51条の2、第51条の3、第53条、第54条の2から第54条の5まで、第54条の7から第54条の11まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第8条第1項及び第30条中「第26条」を「第50条の2第1項及び第54条の4中「第54条」に、「第13条中」を「第50条の7中」に、「第18条中」を「第50条の12中」に改め、「利用者」と」の次に「、第54条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第96条から第115条まで 削除

第8章第4節中第119条の前に次の2条を加える。

(利用料の受領)

第118条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーショ

ンを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第118条の3 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の

医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第120条の次に次の3条を加える。

(勤務体制の確保等)

第120条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業員によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従事者に対し、高齢者虐待の防止を図るため、毎年1回以上、研修を実施しなければならない。

(定員の遵守)

第120条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第120条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、地震その他の非常災害に備え、当該指定介護予防通所リハビリテーションの利用者

のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第122条第2項第2号中「第19条第2項」を「第50条の13第2項」に改め、同項第3号中「第23条」を「第51条の3」に改め、同項第4号中「第34条第2項」を「第54条の8第2項」に改め、同項第5号中「第36条第2項」を「第54条の10第2項」に改める。

第123条中「第8条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条、第31条、第33条から第37条まで、第68条、第100条及び第102条から第104条まで」を「第50条の2から第50条の7まで、第50条の9から第50条の11まで、第50条の13、第51条の2、第51条の3、第54条の4、第54条の5、第54条の7から第54条の11まで及び第68条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第8条第1項及び第30条中「第26条」を「第50条の2第1項及び第54条の4中「第54条」に、「第13条中」を「第50条の7中」に改め、「、第102条第3項及び第4項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と」を削る。

第132条第1項第2号ア及びイ中「第104条第1項」を「第120条の4第1項」に改める。

第133条第2項中「第8条第2項から第6項まで」を「第50条の2第2項から第6項まで」に改める。

第139条の次に次の1条を加える。

(衛生管理等)

- 第139条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第141条第2項第2号中「第19条第2項」を「第50条の13第2項」に改め、同項第4号中「第23条」を「第51条の3」に改め、同項第5号中「第34条第2項」を「第54条の8第2項」に改め、同項第6号中「第36条第2項」を「第54条の10第2項」に改める。

第142条中「第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第37条まで、第53条、第102条、第104条及び第105条」を「第50条の3から第50条の7まで、第50条の9、第50条の10、第50条の13、第51条の2、第51条の3、第53条、第54条の4から第54条の11まで、第120条の2及び第120条の4」に、「第30条中「第26条」を「第54条の4中「第54条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第102条第3項及び第4項中「介護予防通所介護従業者」を「第120条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第153条第1項第2号ア及びイ中「第104条第1項」を「第120条の4第1項」に改める。

第159条中「第137条」の次に「、第139条の2」を加え、「第102条」を「第120条の2」に改める。

第165条の見出し中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条中「、指定介護予防通所介護事業所」を削り、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第166条第4項、第169条第1項及び第170条（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第171条中「第9条から第13条まで、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条から第33条まで、第34条」を「第50条の3から第50条の7まで、第50条の10、第50条の13、第51条の2、第51条の3、第53条、第54条の4から第54条の7まで、第54条の8」に、「第35条から第37条まで、第53

条、第102条、第104条、第105条」を「第54条の9から第54条の11まで、第120条の2、第120条の4」に、「第19条第1項」を「第50条の13第1項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第21条中」を「第51条の2中」に、「第30条中「第26条」を「第54条の4中「第54条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第102条第3項及び第4項中「介護予防通所介護従業者」を「第120条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第180条第2項第2号中「第19条第2項」を「第50条の13第2項」に改め、同項第4号中「第23条」を「第51条の3」に改め、同項第5号中「第34条第2項」を「第54条の8第2項」に改め、同項第6号中「第36条第2項」を「第54条の10第2項」に改める。

第181条中「第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第23条、第30条、第31条、第33条から第37条まで、第53条、第102条、第104条」を「第50条の3から第50条の7まで、第50条の9、第50条の10、第50条の13、第51条の2、第51条の3、第53条、第54条の4、第54条の5、第54条の7から第54条の11まで、第120条の2、第120条の4」に、「第30条中「第26条」を「第54条の4中「第54条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第102条第3項及び第4項中「介護予防通所介護従業者」を「第120条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第196条中「第102条」を「第120条の2」に改める。

第206条第4項中「第8条第2項から第6項まで」を「第50条の2第2項から第6項まで」に改める。

第216条第2項第5号中「第23条」を「第51条の3」に改め、同項第6号中「第34条第2項」を「第54条の8第2項」に改め、同項第7号中「第36条第2項」を「第54条の10第2項」に改め

る。

第217条中「第11条、第12条、第21条、第23条、第30条から第37条まで、第52条、第53条、第104条及び第105条」を「第50条の5、第50条の6、第51条の2から第52条まで、第54条の4から第54条の11まで、第120条の4及び第139条の2」に、「第30条中「第26条」とあるのは「第212条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第52条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、」を「第52条及び第54条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同条中「第54条」とあるのは「第212条」と」に改める。

第230条第4項中「第8条第2項から第6項まで」を「第50条の2第2項から第6項まで」に改める。

第232条第2項中「又は」を「若しくは」に改め、「指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）」の次に「又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）」を加え、同条第3項中「千葉県指定地域密着型サービス条例」を「千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第65号）」に改め、「指定介護予防訪問介護」及び「指定介護予防通所介護」を削り、「指定介護予防認知症対応型通所介護」の次に「並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第1号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）に係るサービス」を加え、同条第4項第1号中「指定介護予防訪問介護」を「指定第1号訪問事業に係るサービス」に改め、同項第2号中「指定介護予防通所介護」を「指定第1号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス」に改める。

第233条第2項第4号中「第23条」を「第51条の3」に改め、同項第5号中「第34条第2項」を「第54条の8第2項」に改め、

同項第6号中「第36条第2項」を「第54条の10第2項」に改める。

第234条中「第11条、第12条、第21条、第23条、第30条から第37条まで、第52条、第53条、第104条、第105条」を「第50条の5、第50条の6、第51条の2から第53条まで、第54条の4から第54条の11まで、第120条の4、第139条の2」に、「第30条中「第26条」を「第52条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第54条の4中「第54条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第32条」を「第54条の6」に、「指定介護予防訪問介護事業所」を「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に改め、「、第52条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を削る。

第247条第2項第1号中「第19条第2項」を「第50条の13第2項」に改め、同項第3号中「第23条」を「第51条の3」に改め、同項第4号中「第34条第2項」を「第54条の8第2項」に改め、同項第5号中「第36条第2項」を「第54条の10第2項」に改める。

第248条中「第8条から第19条まで、第21条、第23条、第31条から第37条まで、第53条」を「第50条の2から第50条の13まで、第51条の2、第51条の3、第53条、第54条の5から第54条の11まで」に、「第102条第1項及び第2項」を「第120条の2第1項及び第2項」に、「第8条第1項中「第26条」を「第50条の2第1項中「第54条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第10条」を「第50条の4」に、「第14条第2項」を「第50条の8第2項」に、「第18条」を「第50条の12」に、「第19条第1項」を「第50条の13第1項」に、「第21条中」を「第51条の2中」に、「第102条第2項」を「第120条の2第2項」に改める。

第253条中「第8条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第31条から第33条まで、第34条」を

「第50条の2から第50条の8まで、第50条の10から第50条の13まで、第51条の2、第51条の3、第53条、第54条の5から第54条の7まで、第54条の8」に、「第35条から第37条まで、第53条」を「第54条の9から第54条の11まで」に、「第102条第1項及び第2項」を「第120条の2第1項及び第2項」に、「第8条第1項中「第26条」を「第50条の2第1項中「第54条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第10条」を「第50条の4」に、「第14条第2項」を「第50条の8第2項」に、「第18条」を「第50条の12」に、「第19条第1項」を「第50条の13第1項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第21条中」を「第51条の2中」に、「第102条第2項」を「第120条の2第2項」に改める。

第261条第2項第2号中「第23条」を「第51条の3」に改め、同項第3号中「第34条第2項」を「第54条の8第2項」に改め、同項第4号中「第36条第2項」を「第54条の10第2項」に改める。

第262条中「第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第23条、第29条、第31条から第37条まで、第53条、第102条第1項及び第2項」を「第50条の2から第50条の8まで、第50条の10から第50条の12まで、第51条の3、第53条、第54条の3、第54条の5から第54条の11まで、第120条の2第1項及び第2項」に、「第8条第1項中「第26条」を「第50条の2第1項中「第54条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第10条」を「第50条の4」に、「第14条第2項」を「第50条の8第2項」に、「第18条中」を「第50条の12中」に、「第102条第2項」を「第120条の2第2項」に改める。

(千葉県指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 千葉県指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第60号)の一部を次のように改正する。

第45条第1項中「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加える。

(千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「又は千葉県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第67号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)」第5条第2項のサービス提供責任者を削る。

第59条の3第1項第3号中「指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。第8項及び第59条の5第5項において同じ。）」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）」に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準条例第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下この条及び第59条の

5 第 5 項において同じ。) の事業」を「当該第 1 号通所事業」に、「指定介護予防通所介護の」を「当該第 1 号通所事業の」に改め、同条第 8 項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第 1 号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第 9 7 条第 1 項から第 7 項までに規定する」を「市の定める当該第 1 号通所事業の」に改める。

第 5 9 条の 5 第 5 項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第 5 9 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第 1 号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第 9 9 条第 1 項から第 3 項までに規定する」を「市の定める当該第 1 号通所事業の」に改める。

第 8 3 条第 1 項中「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）」を加える。

第 1 5 1 条第 1 2 項中「指定介護予防サービス等基準条例」を「千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 2 4 年千葉市条例第 6 7 号）」に改め、同条第 1 3 項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第 9 7 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削る。

（千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 5 条 千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年千葉市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「指定介護予防訪問介護事業者（千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 2 4 年千葉市条例第 6 7 号。以下「千葉市指定介護予防

サービス等条例」という。)第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。第5項及び第7条第2項において同じ。)」を「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)第5条による改正前の法(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものその他市長が必要と認めるものに限る。)に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(以下「指定事業者」という。)」に、「指定介護予防訪問介護(千葉県指定介護予防サービス等条例第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下この項、第5項及び第6項並びに第7条2項において同じ。)の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防訪問介護の」を「当該第1号訪問事業(旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)の」に改め、同条第6項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第2項に規定する第1号訪問事業(旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「千葉県指定介護予防サービス等条例第5条第1項から第5項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第7条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第5条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「千葉県指定介護予防サービス等条例第7条第1項に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第42条第3項中「基準該当介護予防訪問介護(千葉県指定介護予防サービス等条例第42条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。第44条第2項において同じ。)の事業」を「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス

（法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に、「千葉県指定介護予防サービス等条例第42条第1項及び同条第2項に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第44条第2項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第42条第3項に規定する第1号訪問事業」に、「千葉県指定介護予防サービス等条例第44条第1項に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第48条第3項中「千葉県指定介護予防サービス等条例第48条第1項に」を「千葉県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第67号。以下「千葉県指定介護予防サービス等条例」という。）第48条第1項に」に改める。

第99条第1項第3号中「指定介護予防通所介護事業者（千葉県指定介護予防サービス等条例第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。第7項及び第101条第5項において同じ。）」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（千葉県指定介護予防サービス等条例第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下この条及び第101条第5項において同じ。）の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防通所介護の」を「当該第1号通所事業の」に改め、同条第7項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「千葉県指定介護予防サービス等条例第97条第1項から第7項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第101条第5項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第99条

第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「千葉県指定介護予防サービス等条例第99条第1項から第3項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第131条第1項第3号中「基準該当介護予防通所介護（千葉県指定介護予防サービス等条例第112条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下この条及び第133条第5項において同じ。）」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「基準該当介護予防通所介護の」を「当該第1号通所事業の」に改め、同条第6項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第1項第3号に規定する第1号通所事業」に、「千葉県指定介護予防サービス等条例第112条第1項から第6項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第133条第5項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第131条第1項第3号に規定する第1号通所事業」に、「千葉県指定介護予防サービス等条例第114条第1項から第3項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

（千葉県指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 千葉県指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年千葉県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第32条第12号中「介護予防訪問介護計画」を「介護予防訪問看護計画書」に、「第40条第2号」を「第76条第2号」に改め、同条第13号中「介護予防訪問介護計画等」を「介護予防訪問看護計画書等」に改め、同条第16号イ中「指定介護予防通所介護事業所（千葉県指定介護予防サービス等条例第97条第1項に規定する指定介護

予防通所介護事業所をいう。)又は」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

- (1) 第2条の規定による改正前の千葉県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）第4条から第46条までの規定
- (2) 第4条の規定による改正前の千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧指定地域密着型サービス基準条例」という。）第6条第2項の規定
- (3) 第5条の規定による改正前の千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第5条第2項及び第6項、第7条第2項、第42条第3項並びに第44条第2項の規定
- (4) 第6条の規定による改正前の千葉県指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効

果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「旧指定介護予防支援等基準条例」という。）第32条第12号及び第13号の規定

第3条 前条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第5条第2項及び第6項並びに第7条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものその他市長が必要と認めるものに限る。）に係る同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第2項	並びに第7条第2項において同じ。）	並びに第7条第2項において同じ。）又は法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものその他市長が必要と認めるものに限る。）に係る指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）
	及び第7条第2項において同じ。）の事業	及び第7条第2項において同じ。）の事業又は当該第1号訪問事業

	及び指定訪問介護	、指定訪問介護及び当該第1号訪問事業（前条に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
第5条第6項	関する基準を	関する基準を、指定介護予防訪問介護事業者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号訪問事業の人員に関する基準を
第7条第2項	関する基準を	関する基準を、指定介護予防訪問介護事業者が第5条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一

	体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号訪問事業の設備に関する基準を
--	--

第4条 附則第2条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第42条第3項及び第44条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第42条第3項	関する基準を	関する基準を、基準該当介護予防訪問介護の事業と法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号訪問事業の基準を
第44条第2項	に関する基準を	に関する基準を、基準該当介護予防訪問介護の事業と第42条第3項に規定する第1号訪問事業とが、同一

		の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号訪問事業の設備に関する基準を
--	--	--

第5条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

- (1) 旧指定介護予防サービス等基準条例第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第35条まで、第37条及び第53条（これらの規定を旧指定介護予防サービス等基準条例第107条において準用する場合に限る。）並びに第96条から第111条までの規定
- (2) 旧指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項第3号及び第8項、第59条の5第5項並びに第151条第13項の規定
- (3) 旧指定居宅サービス等基準条例第99条第1項第3号及び第7項並びに第101条第5項の規定
- (4) 旧指定介護予防支援等基準条例第32条第12号、第13号及び第16号イの規定
- (5) 附則第9条の規定による改正前の千葉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第63号）第45条第12項の規定

第6条 前条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第97条第1項第3号及び第8項並びに第99条第5項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介

護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第97条第1項 第3号</p>	<p>又は指定地域密着型通所介護事業者（千葉県指定地域密着型サービス条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第8項及び第99条第5項において「指定通所介護事業者等」という。）</p>	<p>若しくは指定地域密着型通所介護事業者（千葉県指定地域密着型サービス条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第8項及び第99条第5項において「指定通所介護事業者等」という。）又は法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）</p>
	<p>又は指定地域密着型通所介護（千葉県指定地域密着型サービス条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下この条及び第99条第5項において「指定通所</p>	<p>若しくは指定地域密着型通所介護（千葉県指定地域密着型サービス条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下この条及び第99条第5項において「指定通所介護等」という。）の事業又は当該第1号通所事業</p>

	介護等」という。)の事業	
	又は指定通所介護等	、指定通所介護等及び当該第1号通所事業
第97条第8項	関する基準を	関する基準を、指定介護予防通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を
第99条第5項	関する基準を	関する基準を、指定介護予防通所介護事業者が第97条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を

第7条 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第2条の規定による改正後の千葉市指定介護予防サービス

等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第232条第2項の適用については、同項中「指定事業者（）」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。）」とする。

第8条 新指定介護予防サービス等基準条例第232条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者（新指定介護予防サービス等基準条例第225条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。）となる場合、新指定介護予防サービス等基準条例第232条第3項中「において同じ。）」とあるのは「において同じ。）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）」と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）」と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「若しくは指定地域密着型通所介護」とあるのは「若しくは指定地域密着型通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

（千葉県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 千葉県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第45条第12項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削る。

~~~~~

#### 議 案 説 明

介護保険法の一部改正に伴い、新たに行う訪問事業及び通所事業に係る利用者負担割合の軽減措置を定めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第35号

千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年2月17日提出

千葉市長 熊谷俊人

### 千葉市条例第 号

千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

千葉市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年千葉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「74,000円」を「82,500円」に、「58,000円」を「68,000円」に、「41,000円」を「50,500円」に、「35,000円」を「44,000円」に、「31,000円」を「36,000円」に、「29,000円」を「33,000円」に、「28,000円」を「32,000円」に、「27,000円」を「31,000円」に改める。

第13条第1項中「3,400円」を「3,800円」に、「2,900円」を「3,100円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第13条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に従事した職務に係る費用弁償について適用し、同日前に従事した職務に係る費用弁償については、なお従前の例による。



## 議 案 説 明

消防団員の報酬及び費用弁償の額を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 36 号

千葉県消防関係手数料条例の一部改正について

千葉県消防関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 17 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県消防関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉県消防関係手数料条例（平成 12 年千葉県条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分に次のように加える。

|                                                                                                           |                  |           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------|
| 12 火薬類取締法施行令（昭和 25 年政令第 323 号）第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づく火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 3 条に規定する火薬類の製造の許可を受けようとする者 |                  | 220,000 円 |
| 13 火薬類取締法第 5 条の規定に基づく火薬類の販売営                                                                              | 競技用紙雷管のみの販売営業の許可 | 25,000 円  |
|                                                                                                           | その他の販売営業の許可      | 110,000 円 |

|                                                                    |  |         |
|--------------------------------------------------------------------|--|---------|
| 業の許可を受けようとする者                                                      |  |         |
| 14 火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の許可を受けようとする者                      |  | 73,000円 |
| 15 火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の許可を受けようとする者                   |  | 8,300円  |
| 16 火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第15条第1項又は第2項に規定する火薬類の製造施設の完成検査を |  | 41,000円 |

|                                               |                             |                                   |        |
|-----------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|--------|
| 受けようとする者                                      |                             |                                   |        |
| 17 火薬類取締法第15条第1項又は第2項の規定に基づく火薬庫の完成検査を受けようとする者 | 設置又は移転の工事に係る完成検査            | 41,000円                           |        |
|                                               | 構造又は設備の変更の工事に係る完成検査         | 23,000円                           |        |
| 18 火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可を受けようとする者    |                             | 1,200円                            |        |
| 19 火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可を受けようとする者    | 火工品のみの譲受けの許可                | 2,400円                            |        |
|                                               | その他の譲受けの許可                  | 申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下の場合 | 3,500円 |
|                                               |                             | その他の場合                            | 6,900円 |
| 20 火薬類取締法第24条第1項の規定に基づく火薬類の輸入の許可を受けようとする者     | 申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下の場合 | 12,000円                           |        |
|                                               | その他の場合                      | 25,000円                           |        |

|                                                                                                                                                  |  |         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------|
| する者                                                                                                                                              |  |         |
| 21 火薬類取締<br>法第25条第<br>1項の規定に<br>基づく煙火の<br>消費の許可を<br>受けようとする者                                                                                     |  | 7,900円  |
| 22 火薬類取締<br>法施行令第<br>16条第1項<br>第1号の規定<br>に基づく火薬<br>類取締法第<br>35条第1項<br>に規定する特<br>定施設に係る<br>保安検査又は<br>同項の規定に<br>基づく火薬庫<br>に係る保安検<br>査を受けよう<br>とする者 |  | 41,000円 |

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。





## 議 案 説 明

火薬類取締法の一部改正に伴い、火薬類製造許可手数料等を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 37 号

特定非営利活動促進法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

特定非営利活動促進法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 17 日提出

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉市条例第 号

特定非営利活動促進法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(千葉市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第 1 条 千葉市特定非営利活動促進法施行条例（平成 24 年千葉市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中「法第 54 条第 3 項の書類にあっては」及び「、同条第 4 項の書類にあっては海外への送金又は金銭の持出しを行う前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）」を削る。

第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項中「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改める。

第 16 条第 1 項中「第 54 条第 5 項」を「第 54 条第 4 項」に改める。

(千葉市市税条例の一部改正)

第 2 条 千葉市市税条例（昭和 49 年千葉市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 3 第 1 項第 3 号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。



## 議 案 説 明

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、条例を制定しようとするものであります。

## 議案第38号

千葉県指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する  
条例の一部改正について

千葉県指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例  
の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年2月17日提出

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉県条例第 号

千葉県指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する  
条例の一部を改正する条例

千葉県指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例  
(平成26年千葉県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「市公報に掲載」を「インターネットの利用又は市公  
報への掲載により公表」に改める。

第4条第7号イ中「、同条第3項の書類及び同条第4項」を「及び同  
条第3項」に改める。

第6条第1号イ中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非  
営利活動法人」に、「仮認定を」を「特例認定を」に改め、同条第3号  
中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第12条第2項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して5  
年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第3項中「3年」を「5  
年」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「前2項」を「前項」に  
改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第13条第2項中「又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うと  
き」及び「又は第4項」を削る。

第14条中「及び第4項」を削り、「3年間」を「5年間」に改める。

第19条第2項第4号中「第12条第5項」を「第12条第4項」に  
改め、同項第5号中「第12条第6項」を「第12条第5項」に改め、  
同項第6号中「から第4項まで」を「若しくは第3項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の千葉県指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第3条第1項の申出書の提出があった場合について適用し、施行日前にこの条例による改正前の千葉県指定特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項の申出書の提出があった場合については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧条例第3条第1項の指定の申出、旧条例第9条第1項の指定の更新の申出又は旧条例第15条第1項に規定する届出をした者のこれらの申出に係る指定又は届出に係る指定の更新の基準については、なお従前の例による。
- 4 新条例第12条第2項及び第14条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第2号から第4号までに掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧条例第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類については、なお従前の例による。
- 5 新条例第12条第3項及び第14条の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧条例第12条第3項の書類については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項の指定を受けている特定非営利活動法人（以下この項及び次項において「指定特定非営利活動法人」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧条例第12条第4項の書類の作成、当該指定特定非営利活動法人の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の市長への提出並びに当該書類の市における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

7 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における指定特定非営利活動法人の監督については、なお従前の例による。

(処分等の効力)

8 この条例の施行前に旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新条例の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新条例の相当の規定によってしたものとみなす。

~~~~~

議 案 説 明

特定非営利活動促進法の一部改正に準じ、指定特定非営利活動法人の事務所に役員報酬規程等を備え置く期間を延長するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第39号

千葉市スポーツ振興基金条例の制定について
千葉市スポーツ振興基金条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年2月17日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市スポーツ振興基金条例

(設置)

第1条 スポーツの振興のための事業に必要な経費の財源に充てるため、
千葉市スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、次に掲げる額とする。

(1) 市の積立金額

(2) 基金への積立てを指定された寄附金額及び市長が基金への積立て
を適当と認める寄附金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有
利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に
代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し
て、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方
法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を各会計の歳計現金に繰
り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、本市が行う第1条に規定する事業に必要な経費（本市
以外の者が行う同条に規定する事業に対して本市が助成する経費を含
む。）の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その

全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

スポーツ振興基金を設置するため、条例を制定しようとするものがあります。



議案第40号

千葉県文化交流プラザ設置管理条例の廃止について

千葉県文化交流プラザ設置管理条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年2月17日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県文化交流プラザ設置管理条例を廃止する条例

千葉県文化交流プラザ設置管理条例（平成19年千葉県条例第9号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による廃止前の千葉県文化交流プラザ設置管理条例（以下この項において「旧条例」という。）第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者に係る旧条例第12条から第14条までの規定は、なおその効力を有する。

~~~~~

議案説明

文化交流プラザを廃止するため、条例を廃止しようとするものがあります。

議案第41号

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止
に関する条例の一部改正について

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年2月17日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止
に関する条例の一部を改正する条例

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「対し、」の次に「期限を定めて」を加える。

第9条の2の次に次の1条を加える。

（説明会の開催等）

第9条の3 第9条第1項の許可の申請をしようとする者は、当該許可の申請をする日の前日までに、当該申請に係る特定事業場の周辺に居住する者で規則で定めるもの（次項において「周辺住民」という。）に対して、当該申請に係る次条第1項各号に掲げる事項その他規則で定める事項（次項において「周知事項」という。）を周知させるための説明会を開催しなければならない。

2 第9条第1項の許可の申請をしようとする者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項に規定する説明会を開催することができない場合は、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、当該申請をしようとする者は、規則で定める方法により、当該申請をする前日までに、周知事項を周辺住民に周知させなければならない。

第10条第1項及び第2項中「前条」を「第9条の2」に改め、「書面」の次に「、前条第1項に規定する説明会の実施状況に関する報告書」を加える。

第11条第1項第1号を次のように改める。

(1) 申請者が次のアからケまでのいずれにも該当しないこと。

ア 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条又は第24条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

イ 第23条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る千葉市行政手続条例（平成7年千葉市条例第40号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。キにおいて同じ。）であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第23条第1項第3号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ウ 第23条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等（ケにおいて「暴力団員等」という。）

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからオまでのいずれかに該当するもの

キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ク 個人で規則で定める使用人のうちアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

第12条第1項中「第9条の2」の次に「及び第9条の3」を加え、同条第3項中「書面」の次に「、第9条の3第1項に規定する説明会の

実施状況に関する報告書」を加える。

第14条中「ときは」の次に「、あらかじめ」を加え、「ならない」を「、当該土砂等を搬入することができない」に改める。

第15条第1項中「作成し、」を「当該土砂等を搬入する日の属する月の末日までに作成し、当該許可を受け、又は当該届出をした日から」に改め、同条第2項中「作成し、」を「当該土砂等を搬入し、又は搬出する日の属する月の末日までに作成し、当該許可を受け、又は当該届出をした日から」に改める。

第18条第2項中「者は」の次に「、前項に規定する期間」を加える。

第20条の3第1項中「第9条の2」の次に「及び第9条の3」を加え、同条第2項中「書面」の次に「、第9条の3第1項に規定する説明会の実施状況に関する報告書」を加え、同項第3号及び同条第5項中「第11条第1項第1号ホ」を「第11条第1項第1号カ」に改める。

第22条第1項中「停止し」を「直ちに停止し」に改める。

第23条第1項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同項第7号中「第11条第1項第1号イからホまで」を「第11条第1項第1号アからケまで」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 第11条第1項第1号オ若しくはケに該当するに至ったとき、又は第9条第1項の許可を受けた当時既に第11条第1項第1号オ若しくはケに該当していたことが判明したとき。

(5) 第11条第1項第1号カからクまで（同号オに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき、又は第9条第1項の許可を受けた当時既に第11条第1項第1号カからクまで（同号オに係るものに限る。）のいずれかに該当していたことが判明したとき。

第26条中「対し」の次に「、期限を定めて」を加える。

第27条の次に次の1条を加える。

（許可等に関する意見聴取）

第27条の2 市長は、第9条第1項、第12条第1項又は第20条の3第1項の許可をしようとするときは、第11条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由（同号カからクまでのいずれかに該

当する事由にあつては、同号オに係るものに限る。次項において同じ。)の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。

- 2 市長は、第23条第1項の規定により、第9条第1項の許可を取り消し、又は特定事業の停止を命じようとするときは、第11条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

附 則

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（次項において「新条例」という。）第9条の3の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後になされる許可（第9条第1項の許可、第12条第1項の変更の許可及び第20条の3第1項の許可をいう。以下この項及び次項において同じ。）の申請について適用し、施行日前になされる許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に許可を受けようとする者が施行日前に新条例第9条の3第1項に規定する説明会に相当する説明会を開催し、又は同条第2項後段に規定する周知に相当する周知を行った場合には、それぞれ同条第1項に規定する説明会を開催し、又は同条第2項後段に規定する周知を行ったものとみなす。

~~~~~

#### 議 案 説 明

土砂等の埋立て等を行う事業の許可申請に当たり、周辺住民への説明会の開催を義務付けるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第42号

千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年2月17日提出

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉県条例第 号

千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第86号）の一部を次のように改正する。

目次、第16条及び第20条第2項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第27条第2項及び第56条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

第12章の章名及び第89条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第90条第1項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第4項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

第91条（見出しを含む。）から第96条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第98条第2項及び第109条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

## 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第27条第2項及び第56条第2項の改正規定、第90条第4項の改正規定（「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める部分に限る。）並びに第98条第2項及び第109条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。



## 議 案 説 明

児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第43号

千葉県学校教育審議会設置条例の制定について  
千葉県学校教育審議会設置条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年2月17日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉県学校教育審議会設置条例

(設置)

第1条 千葉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、千葉市学校教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、学校教育の振興のための施策に関する基本的な計画に関する事項その他の学校教育に関する重要な施策について調査審議し、教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) 関係団体を代表する者

(4) その他教育委員会が適当と認める者

4 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議を終了したときに、解任されるものとする。



(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 第5条第3項、第6条及び前条の規定は、部会について準用する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前項の規定により議決した場合は、部会長は当該議決した内容を会長へ報告しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



議 案 説 明

学校教育審議会を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 4 4 号

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 2 月 1 7 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉市条例第 号

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例

(千葉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 千葉市職員の給与に関する条例(昭和 2 6 年千葉市条例第 3 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 常時勤務する臨時職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「組合休暇」とあるのは「任命権者が別に定める休暇」とする。

第 2 0 条の 5 第 1 項中「高等学校等に勤務する」を「小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」の次に「及び第 3 項」を、「教頭」の次に「、主幹教諭」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 高等学校又は特別支援学校の高等部の教育職員については、第 1 項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

第 2 1 条第 1 項中「臨時職員」の次に「(常時勤務する者を除く。)」を加える。

第 2 1 条の 2 に次の 4 号を加える。

- (10) 教職員共済生活協同組合及び千葉県学校生活協同組合の出資金及び共済掛金、これらの組合から購入した物資の代金(これらの組合が指定した者から購入した物資の代金及び提供を受けた役務の対価であって、当該組合に対して支払うべきものを含む。)並

- びにこれらの組合が取り扱う保険の保険料及び共済の共済掛金
- (11) 任命権者が定める団体を取り扱う保険の保険料
  - (12) 職員により構成される団体であって、職員の相互学習、集団学習等のために組織されたものの会費その他の負担金
  - (13) 小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の職員及び保護者により構成される団体であって、社会教育に関する事業又は構成員の親睦のために組織されたものの会費その他の負担金

附則第5項第3号中「4級」を「5級」に改める。

附則に次の見出し及び10項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

- 7 平成29年4月1日(以下「移譲日」という。)の前日において職員の給与に関する条例(昭和27年千葉県条例第50号。以下「県給与条例」という。)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定の施行に伴い、引き続きこの条例の適用を受けることとなるもの(以下「移譲職員」という。)のうち、その者の受ける給料月額と千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年千葉市条例第5号。附則第15項及び第16項において「平成27年改正条例」という。)附則第6項の規定による給料の額との合計額(以下この項から附則第9項までにおいて「市現給保障基準額」という。)が、移譲日の前日において県給与条例の規定により受けていた給料月額に達しないこととなるもの(教育職給料表の適用を受ける職員及び教育委員会が市長と協議して別に定める職員を除く。)には、平成32年3月31日までの間、市現給保障基準額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 8 移譲職員のうち、市現給保障基準額と前項の規定による給料の額との合計額が、移譲日の前日において県給与条例の規定により受けていた給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年千葉県条例第1号。次項及び附則第10項において「平成27年県改正条例」という。)附則第6項から第9項までの

規定により受けていた給料の額との合計額に達しないこととなるもの（教育委員会が市長と協議して別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、市現給保障基準額及び前項の規定による給料の額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 9 移譲職員のうち、市現給保障基準額と前2項の規定による給料の額との合計額が、移譲日の前日において県給与条例の規定により受けていた給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年千葉県条例第3号。次項において「平成24年県改正条例」という。）附則第7項から第10項まで並びに平成27年県改正条例附則第6項から第9項まで及び第21項の規定により受けていた給料の額との合計額に達しないこととなるもの（教育委員会が市長と協議して別に定める職員を除く。）には、当分の間、市現給保障基準額及び前2項の規定による給料の額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 10 移譲日の前日において県給与条例附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給されている職員への給与の支給について、前2項の規定を適用する場合における平成27年県改正条例附則第6項及び第7項並びに平成24年県改正条例附則第7項及び第8項の規定の適用については、これらの項中「その差額に相当する額（給与条例附則第32項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」とあるのは、「その差額に相当する額」とする。
- 11 移譲日の前日において義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年千葉県条例第66号）第3条第1項に規定する教職調整額を支給されていた職員であって、移譲日以後に職務の級が県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成29年千葉市条例第 号）による改正後の教育職給料表の4級又は5級である職員となった職員に関する附則第8項の適用については、同項中「附則第6項から第9項までの規定により受けていた給料の額との合計額」とあるのは

「附則第 6 項から第 9 項までの規定により受けていた給料の額と義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 46 年千葉県条例第 66 号）第 3 条第 1 項に規定する教職調整額との合計額」とし、附則第 9 項の適用については、同項中「附則第 6 項から第 9 項まで及び第 21 項の規定により受けていた給料の額との合計額」とあるのは「附則第 6 項から第 9 項まで及び第 21 項の規定により受けていた給料の額と義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 46 年千葉県条例第 66 号）第 3 条第 1 項に規定する教職調整額との合計額」とする。

- 12 平成 30 年 3 月 31 日において附則第 9 項の規定による給料を支給されている職員に関する同年 4 月 1 日以降における同項の規定の適用については、同項中「その差額に相当する額」とあるのは「その差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）から平成 30 年 3 月 31 日における附則第 8 項の規定による給料の額（その額が差額相当額を超えるときは、差額相当額とする。）を減じた額」とする。
- 13 移譲職員（附則第 7 項から前項までに規定する職員を除く。）について、これらの項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、教育委員会が市長と協議して別に定めるところにより、これらの項の規定に準じて、給料を支給する。
- 14 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 42 条の規定により県給与条例の適用を受けていた職員であって、人事交流等により引き続いてこの条例の適用を受けることとなったもの（附則第 7 項から前項までに規定する職員を除く。）について、任用の事情等を考慮してこれらの項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、教育委員会が市長と協議して別に定めるところにより、これらの項の規定に準じて、給料を支給する。
- 15 移譲職員で、附則第 7 項から前項までの規定による給料又は平

成 27 年改正条例附則第 6 項の規定による給料を支給される職員に関する附則第 3 項及び千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和 46 年千葉市条例第 73 号）第 3 条第 1 項の規定の適用については、附則第 3 項中「及び第 8 条の 2」とあるのは「、第 8 条の 2、附則第 7 項から第 14 項まで及び千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 27 年千葉市条例第 5 号）附則第 6 項」と、千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例第 3 条第 1 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と給与条例附則第 7 項から第 14 項までの規定による給料の額と千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 27 年千葉市条例第 5 号）附則第 6 項の規定による給料の額との合計額」とする。

16 前項に規定する職員については、平成 27 年改正条例附則第 7 項の規定は適用しない。

別表第 2 を次のように改める。

#### 別表第 2

##### 教育職給料表

| 職員<br>の区<br>分 | 職務<br>の級<br>号給 | 1 級       | 2 級       | 3 級       | 4 級       | 5 級       |
|---------------|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|               |                | 給料月額<br>円 | 給料月額<br>円 | 給料月額<br>円 | 給料月額<br>円 | 給料月額<br>円 |
|               | 1              | 157,500   | 171,600   | 260,000   | 289,000   | 405,900   |
|               | 2              | 159,000   | 173,700   | 262,500   | 291,600   | 407,400   |
|               | 3              | 160,500   | 175,800   | 264,800   | 294,500   | 408,900   |
|               | 4              | 162,000   | 178,000   | 267,100   | 297,000   | 410,400   |
|               | 5              | 163,700   | 180,000   | 269,700   | 299,500   | 411,800   |
|               | 6              | 165,700   | 182,200   | 272,100   | 301,900   | 413,200   |
|               | 7              | 167,500   | 184,400   | 274,300   | 304,200   | 414,700   |
|               | 8              | 169,300   | 186,600   | 276,500   | 306,600   | 416,300   |
|               | 9              | 171,100   | 188,900   | 278,800   | 309,000   | 417,700   |
|               | 10             | 173,300   | 191,700   | 281,100   | 311,600   | 419,100   |
|               | 11             | 175,300   | 194,400   | 283,500   | 314,300   | 420,500   |
|               | 12             | 177,300   | 197,100   | 285,700   | 317,200   | 421,800   |
|               | 13             | 179,400   | 200,000   | 288,100   | 319,700   | 423,100   |
|               | 14             | 181,600   | 201,700   | 290,200   | 321,700   | 424,500   |
|               | 15             | 183,800   | 203,400   | 292,100   | 323,700   | 425,900   |
|               | 16             | 186,000   | 205,100   | 294,100   | 326,000   | 427,300   |
|               | 17             | 188,300   | 206,900   | 296,300   | 328,200   | 428,500   |
|               | 18             | 191,000   | 208,600   | 298,800   | 330,400   | 429,800   |
|               | 19             | 193,500   | 210,300   | 301,300   | 332,700   | 431,000   |
|               | 20             | 196,000   | 211,900   | 304,000   | 334,800   | 432,300   |

|    |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 21 | 198,500 | 213,700 | 306,300 | 337,100 | 433,400 |
| 22 | 200,200 | 215,600 | 308,900 | 339,300 | 434,600 |
| 23 | 201,900 | 217,500 | 311,200 | 341,600 | 435,900 |
| 24 | 203,600 | 219,400 | 313,900 | 343,900 | 437,200 |
| 25 | 205,100 | 221,100 | 316,500 | 345,800 | 438,500 |
| 26 | 206,700 | 223,100 | 318,800 | 347,600 | 439,700 |
| 27 | 208,300 | 225,100 | 321,200 | 349,500 | 440,700 |
| 28 | 209,800 | 227,100 | 323,400 | 351,400 | 441,800 |
| 29 | 211,500 | 229,000 | 325,700 | 353,200 | 443,000 |
| 30 | 213,200 | 231,700 | 327,700 | 355,000 | 443,800 |
| 31 | 214,900 | 234,400 | 329,900 | 356,700 | 444,600 |
| 32 | 216,600 | 237,100 | 332,100 | 358,600 | 445,500 |
| 33 | 218,100 | 239,700 | 334,100 | 360,200 | 446,400 |
| 34 | 219,800 | 242,500 | 336,200 | 361,900 | 446,900 |
| 35 | 221,500 | 245,100 | 338,300 | 363,600 | 447,400 |
| 36 | 223,200 | 247,800 | 340,300 | 365,400 | 447,900 |
| 37 | 224,800 | 250,300 | 342,300 | 367,300 | 448,400 |
| 38 | 226,500 | 252,800 | 344,200 | 368,800 | 448,900 |
| 39 | 228,200 | 255,300 | 346,200 | 370,300 | 449,400 |
| 40 | 229,900 | 257,600 | 348,100 | 371,900 | 449,900 |
| 41 | 231,600 | 260,200 | 349,900 | 373,100 | 450,400 |
| 42 | 233,400 | 262,600 | 351,700 | 374,500 | 450,900 |
| 43 | 235,200 | 264,800 | 353,500 | 375,900 | 451,400 |
| 44 | 236,900 | 267,000 | 355,200 | 377,400 | 451,900 |
| 45 | 238,800 | 269,100 | 357,000 | 378,900 | 452,400 |
| 46 | 240,400 | 271,300 | 358,700 | 380,500 | 452,900 |
| 47 | 241,900 | 273,500 | 360,200 | 382,100 | 453,400 |
| 48 | 243,500 | 275,500 | 361,800 | 383,600 | 453,900 |
| 49 | 244,800 | 277,700 | 363,100 | 385,000 | 454,400 |
| 50 | 246,300 | 279,700 | 364,600 | 386,500 |         |
| 51 | 247,800 | 281,600 | 366,200 | 388,000 |         |
| 52 | 249,300 | 283,600 | 367,800 | 389,400 |         |
| 53 | 250,200 | 285,300 | 369,300 | 390,600 |         |
| 54 | 251,700 | 287,700 | 370,800 | 391,900 |         |
| 55 | 253,100 | 290,000 | 372,300 | 393,000 |         |
| 56 | 254,600 | 292,500 | 373,800 | 394,100 |         |
| 57 | 255,600 | 294,500 | 375,300 | 395,500 |         |
| 58 | 257,000 | 297,000 | 376,700 | 396,700 |         |
| 59 | 258,300 | 299,300 | 378,100 | 397,900 |         |
| 60 | 259,600 | 302,000 | 379,400 | 399,200 |         |
| 61 | 260,900 | 304,400 | 380,300 | 400,400 |         |
| 62 | 262,100 | 306,800 | 381,500 | 401,400 |         |
| 63 | 263,400 | 309,300 | 382,700 | 402,800 |         |
| 64 | 264,500 | 311,600 | 383,800 | 404,100 |         |
| 65 | 265,600 | 313,900 | 384,700 | 405,300 |         |
| 66 | 267,100 | 316,100 | 385,900 | 406,400 |         |



|    |     |         |         |         |         |
|----|-----|---------|---------|---------|---------|
|    | 67  | 268,500 | 318,200 | 386,900 | 407,600 |
|    | 68  | 270,000 | 320,400 | 388,000 | 408,700 |
|    | 69  | 271,700 | 322,600 | 389,200 | 409,700 |
|    | 70  | 273,200 | 324,700 | 390,200 | 410,900 |
|    | 71  | 274,700 | 326,900 | 391,300 | 412,100 |
|    | 72  | 276,100 | 328,900 | 392,500 | 413,300 |
|    | 73  | 277,200 | 331,000 | 393,500 | 413,900 |
|    | 74  | 278,500 | 333,100 | 394,600 | 414,700 |
|    | 75  | 279,800 | 335,300 | 395,700 | 415,400 |
|    | 76  | 281,000 | 337,500 | 396,800 | 415,900 |
|    | 77  | 282,400 | 339,300 | 397,700 | 416,200 |
|    | 78  | 283,600 | 341,200 | 398,600 | 416,600 |
| 再任 | 79  | 284,800 | 343,100 | 399,600 | 417,000 |
| 用職 | 80  | 286,000 | 344,900 | 400,600 | 417,400 |
| 員以 | 81  | 287,200 | 346,700 | 401,400 | 417,700 |
| 外の | 82  | 288,200 | 348,500 | 402,200 | 418,100 |
| 職員 | 83  | 289,400 | 350,100 | 402,900 | 418,500 |
|    | 84  | 290,600 | 351,900 | 403,700 | 418,800 |
|    | 85  | 291,600 | 353,200 | 404,400 | 419,100 |
|    | 86  | 292,600 | 354,800 | 405,200 | 419,500 |
|    | 87  | 293,500 | 356,300 | 405,900 | 419,900 |
|    | 88  | 294,500 | 357,800 | 406,600 | 420,200 |
|    | 89  | 295,600 | 359,200 | 407,200 | 420,500 |
|    | 90  | 296,500 | 360,500 | 407,900 | 420,800 |
|    | 91  | 297,400 | 361,900 | 408,400 | 421,100 |
|    | 92  | 298,300 | 363,300 | 409,100 | 421,300 |
|    | 93  | 298,700 | 364,800 | 409,500 | 421,500 |
|    | 94  | 299,500 | 366,100 | 409,900 | 421,800 |
|    | 95  | 300,200 | 367,400 | 410,200 | 422,100 |
|    | 96  | 301,000 | 368,600 | 410,500 | 422,300 |
|    | 97  | 301,800 | 369,600 | 410,800 | 422,500 |
|    | 98  | 302,600 | 370,600 | 411,100 | 422,800 |
|    | 99  | 303,400 | 371,600 | 411,400 | 423,100 |
|    | 100 | 304,200 | 372,600 | 411,600 | 423,300 |
|    | 101 | 305,100 | 373,500 | 411,800 | 423,500 |
|    | 102 | 305,600 | 374,500 | 412,100 |         |
|    | 103 | 306,100 | 375,500 | 412,400 |         |
|    | 104 | 306,600 | 376,500 | 412,600 |         |
|    | 105 | 306,800 | 377,300 | 412,800 |         |
|    | 106 | 307,200 | 378,200 | 413,100 |         |
|    | 107 | 307,500 | 379,100 | 413,400 |         |
|    | 108 | 307,800 | 380,100 | 413,600 |         |
|    | 109 | 308,000 | 380,900 | 413,800 |         |
|    | 110 | 308,200 | 381,900 |         |         |
|    | 111 | 308,500 | 382,900 |         |         |
|    | 112 | 308,800 | 383,900 |         |         |

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 113 | 309,000 | 384,500 |
| 114 | 309,200 | 385,400 |
| 115 | 309,400 | 386,300 |
| 116 | 309,700 | 387,200 |
| 117 | 310,000 | 388,000 |
| 118 | 310,300 | 388,700 |
| 119 | 310,600 | 389,500 |
| 120 | 310,900 | 390,300 |
| 121 | 311,000 | 390,900 |
| 122 | 311,200 | 391,700 |
| 123 | 311,500 | 392,400 |
| 124 | 311,800 | 393,100 |
| 125 | 312,000 | 393,700 |
| 126 | 312,200 | 394,400 |
| 127 | 312,500 | 394,900 |
| 128 | 312,800 | 395,500 |
| 129 | 313,000 | 396,200 |
| 130 | 313,200 | 396,800 |
| 131 | 313,500 | 397,300 |
| 132 | 313,800 | 397,800 |
| 133 | 314,000 | 398,100 |
| 134 | 314,200 | 398,400 |
| 135 | 314,500 | 398,700 |
| 136 | 314,800 | 399,000 |
| 137 | 315,000 | 399,300 |
| 138 | 315,200 | 399,600 |
| 139 | 315,500 | 399,900 |
| 140 | 315,800 | 400,200 |
| 141 | 316,000 | 400,500 |
| 142 | 316,200 | 400,800 |
| 143 | 316,500 | 401,100 |
| 144 | 316,800 | 401,400 |
| 145 | 317,000 | 401,600 |
| 146 | 317,200 | 401,900 |
| 147 | 317,500 | 402,200 |
| 148 | 317,800 | 402,400 |
| 149 | 318,000 | 402,600 |
| 150 | 318,200 | 402,900 |
| 151 | 318,500 | 403,200 |
| 152 | 318,800 | 403,400 |
| 153 | 319,000 | 403,600 |
| 154 | 319,200 | 403,900 |
| 155 | 319,500 | 404,200 |
| 156 | 319,800 | 404,400 |
| 157 | 320,000 | 404,600 |
| 158 | 320,200 | 404,900 |
| 159 | 320,500 | 405,200 |

|       |     |         |         |         |         |         |
|-------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 160 | 320,800 | 405,400 |         |         |         |
|       | 161 | 321,000 | 405,600 |         |         |         |
| 再任用職員 |     | 226,700 | 270,300 | 297,300 | 323,600 | 404,400 |

備考

- 1 この表は、小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

別表第6を次のように改める。

## 別表第6

### 教育職給料表等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務                                              |
|------|------------------------------------------------------|
| 1級   | 助教諭、養護助教諭、講師（任用の期限を付さない講師を除く。）又は実習助手の職務              |
| 2級   | 教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（任用の期限を付さない講師に限る。）又は困難な業務を所掌する実習助手の職務 |
| 3級   | 主幹教諭の職務                                              |
| 4級   | 副校長又は教頭の職務                                           |
| 5級   | 校長の職務                                                |

（千葉県職員退職手当支給条例の一部改正）

第2条 千葉県職員退職手当支給条例（昭和24年千葉県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「除く。」の次に「）及び常時勤務する臨時職員（」を加える。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置）

12 平成29年4月1日（以下この項及び次項において「移譲日」という。）の前日において職員の退職手当に関する条例（昭和29年千葉県条例第6号。以下この項及び次項において「県退職手当条例」という。）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続きこの条例の適用を受けることとなるもの（次項において「移譲職員」という。）が移譲日以後にこの条例の適用を受ける職員とし

て退職した場合において、その者が移譲日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間、同日における給料月額及び同日における県退職手当条例第6条の4第1項各号に掲げる職員の区分を基礎として、移譲日の前日における県退職手当条例の規定により計算した退職手当の額（以下この項において「県退職手当基準額」という。）が、現に退職した理由、現に退職した日までの勤続期間、同日における給料月額及び同日における第6条の4第1項各号に掲げる職員の区分を基礎として、この条例の規定により計算した退職手当の額（千葉県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年千葉県条例第3号）附則第2項若しくは第3項又は千葉県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成27年千葉県条例第6号）附則第2項若しくは第3項の規定を受ける者にあつては、これらの規定による退職手当の額）よりも多いときは、平成32年3月31日までの間、これらの規定にかかわらず、県退職手当基準額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

- 13 移譲職員のうち、県退職手当条例第19条第2項から第4項までの規定により退職手当を支給されないで第7条第5項第4号に規定する職員以外の地方公務員等となり、同項の規定により第5条の2第2項第2号から第4号までに掲げる期間が第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、移譲日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが、この条例の適用を受ける職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「この条例の適用を受ける職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

（職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正）

第3条 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年千葉県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条に規定する県費負担職員にあっては市教育委員会とする。）」を削る。

（職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年千葉県条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置）

2 平成29年4月1日（以下この項において「移譲日」という。）の前日において職員の分限に関する条例（昭和26年千葉県条例第59号。以下この項において「県分限条例」という。）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続きこの条例の適用を受けることとなるものについて、移譲日前に県分限条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（千葉県職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正）

第5条 千葉県職員の特殊勤務手当支給条例（昭和37年千葉県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中第26号を第27号とし、第20号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

（20）多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当

第10条中「受ける者」の次に「（第11条の2において「教育職員」という。）」を加える。

第11条中「高等学校」を「小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校」に、「教諭が」を「ものが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当)

第11条の2 多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当は、小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員のうち、規則で定める者が、当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。

(千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和39年千葉県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

(常勤の臨時職員の休暇)

第17条の2 常時勤務する臨時職員の休暇については、第11条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が定める。

第18条中「臨時職員」の次に「(前条に規定する者を除く。)」を加え、「前条」を「第17条」に改める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

5 平成29年4月1日(以下この項及び附則第7項において「移譲日」という。)の前日において職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年千葉県条例第1号。以下「県勤務時間条例」という。)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定の施行に伴い、引き続きこの条例の適用を受けることとなるもの(次項及び附則第7項において「移譲職員」という。)について、移譲日前に県勤務時間条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。この場合において、移譲日前に県勤務時間条例第15条第1項の規定による看護休暇を使用しているときは、当該看護休暇の期間については、なお従前の例による。

6 移譲職員に対して平成29年度に付与する年次有給休暇の日数は、第12条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により付与する日

数に、県勤務時間条例第12条第2項の規定により平成29年度に繰り越すことができる日数（規則で定める職員にあっては、規則で定める日数）を加えた日数とする。

- 7 移譲職員に対して平成29年に付与する組合休暇の日数は、第16条第3項の規定にかかわらず、同項に規定する日数から同年1月1日から移譲日の前日までに使用した県勤務時間条例第16条第3項の規定による組合休暇の日数を減じた日数とする。

（千葉県教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正）

第7条 千葉県教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年千葉県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条中「高等学校」を「小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校」に、「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改め、「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加え、「並びに特別支援学校の職員であって、実習助手の職にあるもの」を削る。

第3条第1項中「又は2級」を「、2級又は3級」に改める。

第4条に次の2号を加える。

（3）外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年千葉県条例第19号）

（4）千葉県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年千葉県条例第45号）

第5条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

（1）校外実習その他生徒の実習に関する業務

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年千葉県条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置）

- 2 平成29年4月1日（以下この項において「移譲日」という。）

の前日において外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年千葉県条例第1号。以下この項において「県外国等派遣条例」という。）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続きこの条例の適用を受けることとなるものについて、移譲日前に県外国等派遣条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（千葉県職員の旅費等に関する条例の一部改正）

第9条 千葉県職員の旅費等に関する条例（平成2年千葉県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「4級及び」を「5級、4級及び」に改める。

（千葉県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第10条 千葉県職員の育児休業等に関する条例（平成4年千葉県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第10条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第18条第3号中「職員」の次に「（常時勤務する者を除く。）」を加える。

附則第2項に見出しとして「（千葉県職員の育児休業に係る給与等に関する条例の廃止）」を付する。

附則第3項に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項の次に次の見出し及び2項を加える。

（県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置）

4 平成29年4月1日（以下この項及び次項において「移譲日」という。）の前日において職員の育児休業等に関する条例（平成4年千葉県条例第1号。以下この項及び次項において「県育児休業条例」



という。)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定の施行に伴い、引き続きこの条例の適用を受けることとなるもの(次項において「移譲職員」という。)について、移譲日前に県育児休業条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 5 移譲職員は、移譲日前に県育児休業条例の適用を受ける職員として勤務した期間を、この条例の適用を受ける職員として勤務した期間とみなして、第7条の規定を適用する。

(千葉県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第11条 千葉県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成25年千葉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

- 5 平成29年4月1日(以下この項において「移譲日」という。)の前日において職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年千葉県条例第71号。以下この項において「県自己啓発休業条例」という。)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定の施行に伴い、引き続きこの条例の適用を受けることとなるものについて、移譲日前に県自己啓発休業条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(千葉県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第12条 千葉県職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年千葉市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第6項」の次に「から第8項まで」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業に伴う臨時的任用)

第8条の2 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、申請期間を任期の限度として行う臨時的任用を行うことができる。この場合において、当該任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

附則に次の1項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

- 6 平成29年4月1日（以下この項において「移譲日」という。）の前日において職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年千葉県条例第40号。以下この項において「県配偶者同行休業条例」という。）の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行に伴い、引き続きこの条例の適用を受けることとなるものについて、移譲日前に県配偶者同行休業条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(学校職員の分限に関する条例の廃止)

第13条 学校職員の分限に関する条例（昭和31年千葉市条例第5号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

- 2 この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が附則別表に掲げられている職務の級であっ

た職員の施行日における職務の級（以下この項において「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

#### 附則別表

| 給料表    | 旧級 | 新級 |
|--------|----|----|
| 教育職給料表 | 3級 | 4級 |
|        | 4級 | 5級 |

（施行日前の異動者の号給及び昇給の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給及び施行日以後の昇給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

~~~~~

議案説明

市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、市立小中学校及び特別支援学校の教職員の給与負担等が移譲されることに伴い、教育職給料表を改正するほか、所要の改正等を行うため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 45 号

千葉県学校給食センター設置管理条例の一部改正について
千葉県学校給食センター設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 17 日提出

千葉市長 熊谷 俊人

千葉県条例第 号

千葉県学校給食センター設置管理条例の一部を改正する条例
千葉県学校給食センター設置管理条例（昭和 42 年千葉県条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表千葉県若葉学校給食センターの項を削る。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

休止中のこてはし学校給食センターの供用を再開するとともに、若葉学校給食センターを廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 46 号

千葉都市計画都地区土地区画整理事業施行規程の廃止について  
千葉都市計画都地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例を次の  
とおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 17 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉都市計画都地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例  
千葉都市計画都地区土地区画整理事業施行規程（昭和 36 年千葉市条  
例第 24 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議案説明

千葉都市計画都地区土地区画整理事業の終了に伴い、条例を廃止し
ようとするものであります。

議案第 47 号

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 17 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年千葉市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

千葉銀座地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された千葉銀座地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----------------	--

別表第 2 蘇我副都心臨海地区地区整備計画区域の部 A-1 ゾーンの項から C-2 ゾーンの項までの規定中「及び第 5 項」を「、第 5 項及び第 11 項」に、同表千葉中央第六地区地区整備計画区域の部 A 地区の項及び B 地区の項中「又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業」を「、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業」に改め、同表稲毛海岸 5 丁目地区地区整備計画区域の部沿道地区の項第 5 号中「、ナイトクラブ、ダンスホール」を削り、同項第 10 号中「第 2 条第 6 項から第 11 項まで」を「第 2 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号、第 6 項から第 11 項まで又は第 13 項」に改め、同表高田町地区地区整備計画区域の部利便地の項第 2 号中「及び第 5 項の」を「、第 5 項及び第 11 項に規定する」に改め、同表千葉駅西口地区地区整備計画区域の部第 1 号中「第 6 号」を「第 3 号」に改め、「第 11 項まで」の次に「若しくは第 13 項」を加え、同表に次のように加える。

千葉銀座 地区地区 整備計画 区域	A地区	<p>(1) 2階以下の部分を住宅（兼用住宅の住宅に供する部分を含む。）、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供するもの（2階以下の部分のこれらの用途に供する部分が出入口、出入口ホール、階段、管理人室その他これらに類するもののみであるものを除く。）</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 集会場（葬儀を行うものに限る。）</p> <p>(4) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項から第10項までに規定する営業の用に供するもの</p>
	B地区	<p>(1) 1階以下の部分を住宅（兼用住宅の住宅に供する部分を含む。）、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供するもの（1階以下の部分のこれらの用途に供する部分が出入口、出入口ホール、階段、管理人室その他これらに類するもののみであるものを除く。）</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 集会場（葬儀を行うものに限る。）</p> <p>(4) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項から第10項までに規定する営業の用に供するもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議 案 説 明

新たに地区計画が定められた千葉銀座地区の地区整備計画区域を条例の適用範囲に加えるとともに、千葉中央第六地区等の地区計画の変更に伴い、建築物の用途の制限を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 48 号

千葉県建築関係手数料条例の一部改正について

千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 17 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉県建築関係手数料条例（平成 12 年千葉県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表 58 の項手数料の額の欄を次のように改める。

(1) 次号に規定する場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額（共同住宅等の一の建築物の申請の場合は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算して得た額）

ア 認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化促進法第 54 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に適合していることを証する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 11 条第 1 項に規定する住宅部分（以下「住宅部分」という。）の申請については登録住宅性能評価機関が、建築物省エネ法第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分（以下「非住宅部分」という。）の申請については建築物省エネ法第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が証する書類）又は住宅部分の申請については住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（以下「設計住宅性能評価書」という。）（日本住宅性能表示基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により定めら

れた日本住宅性能表示基準をいう。以下同じ。)に基づく断熱等性能等級が等級4及び一次エネルギー消費量等級が等級5に適合している場合に限る。)の写しが添付されている場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 住宅部分の申請の場合 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 一戸建ての住宅 5,000円

b 共同住宅等の住戸の部分 次に掲げる当該申請に係る共同住宅等の住戸の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 1戸 5,000円

(b) 2戸以上5戸以下 9,700円

(c) 6戸以上10戸以下 16,000円

(d) 11戸以上25戸以下 27,000円

(e) 26戸以上50戸以下 45,000円

(f) 51戸以上100戸以下 81,000円

(g) 101戸以上200戸以下 129,000円

(h) 201戸以上300戸以下 163,000円

(i) 301戸以上 176,000円

c 共同住宅等の共用部分 次に掲げる当該申請に係る共同住宅等の共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300平方メートル以内 9,300円

(b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 26,000円

(c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 80,000円

(d) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 127,000円

(e) 10,000平方メートルを超え25,000平方

メートル以内 160,000円

(f) 25,000平方メートルを超えるとき 200,000円

(イ) 非住宅部分の申請の場合 次に掲げる当該申請に係る非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル以内 9,700円

b 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 27,000円

c 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 80,000円

d 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 127,000円

e 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 161,000円

f 25,000平方メートルを超えるとき 201,000円

イ アに規定する場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 住宅部分の申請の場合 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 一戸建ての住宅 34,000円

b 共同住宅等の住戸の部分 次に掲げる当該申請に係る共同住宅等の住戸の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 1戸 34,000円

(b) 2戸以上5戸以下 69,000円

(c) 6戸以上10戸以下 97,000円

(d) 11戸以上25戸以下 137,000円

(e) 26戸以上50戸以下 196,000円

(f) 51戸以上100戸以下 282,000円

(g) 101戸以上200戸以下 383,000円

(h) 201戸以上300戸以下 502,000円

(i) 301戸以上 592,000円

c 共同住宅等の共用部分 次に掲げる当該申請に係る共同住宅等の共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300平方メートル以内 109,000円

(b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 180,000円

(c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 280,000円

(d) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 360,000円

(e) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 430,000円

(f) 25,000平方メートルを超えるとき 501,000円

(イ) 非住宅部分の申請の場合 次に掲げる当該申請に係る非住宅部分のエネルギー消費性能を評価する方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。61の項から66の項までにおいて「基準省令」という。）第10条第1号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。）

次に掲げる当該申請に係る非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300平方メートル以内 87,000円

(b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 146,000円

(c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 236,000円

(d) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 309,000円

(e) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 371,000円

(f) 25,000平方メートルを超えるとき 435,000円

b aに規定する方法以外の方法 次に掲げる当該申請に係る非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300平方メートル以内 241,000円

(b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 384,000円

(c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 547,000円

(d) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 671,000円

(e) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 791,000円

(f) 25,000平方メートルを超えるとき 903,000円

(2) 都市の低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出があった場合 前号の規定により算定した額に1の項に規定する額を加算した額

別表59の項手数料の額の欄を次のように改める。

(1) 次号に規定する場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額（共同住宅等の一の建築物の申請の場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算して得た額）（その額に100円未満の端数があるとき

は、これを切り捨てた額)

ア 変更の認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化促進法第54条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることを証する書類（住宅部分の申請については登録住宅性能評価機関が、非住宅部分の申請については登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書類）又は住宅部分の申請については設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級が等級4及び一次エネルギー消費量等級が等級5に適合している場合に限る。）の写しが添付されている場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 住宅部分の申請の場合 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 一戸建ての住宅 2,500円

b 共同住宅等の住戸の部分 58の項第1号ア(ア) b (a) から (i) までに掲げる当該申請に係る共同住宅等の住戸の総戸数の区分に応じ、当該 (a) から (i) までに定める額に2分の1を乗じて得た額

c 共同住宅等の共用部分 58の項第1号ア(ア) c (a) から (f) までに掲げる当該申請に係る共同住宅等の共用部分の床面積の区分に応じ、当該 (a) から (f) までに定める額に2分の1を乗じて得た額

(イ) 非住宅部分の申請の場合 58の項第1号ア(イ) a から f までに掲げる当該申請に係る非住宅部分の床面積の区分に応じ、当該 a から f までに定める額に2分の1を乗じて得た額

イ アに規定する場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 住宅部分の申請の場合 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 一戸建ての住宅 17,000円
- b 共同住宅等の住戸部分 58の項第1号イ(ア) b (a) から (i) までに掲げる当該申請に係る共同住宅等の住戸の総戸数の区分に応じ、当該 (a) から (i) までに定める額に2分の1を乗じて得た額
- c 共同住宅等の共用部分 58の項第1号イ(ア) c (a) から (f) までに掲げる当該申請に係る共同住宅等の共用部分の床面積の区分に応じ、当該 (a) から (f) までに定める額に2分の1を乗じて得た額
- (イ) 非住宅部分の申請の場合 58の項第1号イ(イ) a 及び b に掲げる当該申請に係る非住宅部分のエネルギー消費性能を評価する方法の区分並びに同号イ(イ) a (a) から (f) まで及び同号イ(イ) b (a) から (f) までに掲げる当該申請に係る非住宅部分の床面積の区分に応じ、当該 a (a) から (f) まで及び当該 b (a) から (f) までに定める額に2分の1を乗じて得た額
- (2) 都市の低炭素化促進法第55条第2項において準用する都市の低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出があった場合 前号の規定により算定した額に1の項に規定する額を加算した額

別表61の項手数料を徴収する事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）」を「建築物省エネ法」に改め、同項手数料の額の欄を次のように改める。

- (1) 次号に規定する場合以外の場合 次に定める額
 - ア 認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項に掲げる基準に適合していることについて、住宅部分の申請については登録住宅性能評価機関が、非住宅部分の申請については登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書類が添付されている場合 (ア)

に定める額及び（イ）に定める額を合計した額

（ア）非住宅部分 次に掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満 9,200円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 26,300円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 78,700円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 124,600円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 157,300円

f 25,000平方メートル以上 196,600円

（イ）住宅部分 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 一戸建ての住宅 4,600円

b 共同住宅等 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（a）300平方メートル未満 9,200円

（b）300平方メートル以上2,000平方メートル未満 19,700円

（c）2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 43,900円

（d）5,000平方メートル以上 78,700円

イ アに規定する場合以外の場合で、認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項に掲げる基準に適合していることについて、（ア）又は（イ）に掲げる添付書類が添付されている場合 （ア）又は（イ）に掲げる添付書類に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める額

(ア) 設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級が等級4及び一次エネルギー消費量等級が等級5に適合している場合に限る。）の写しが添付されている場合 ア（イ）に定める額及びエ（ア）に定める額を合計した額

(イ) 建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5に適合している場合に限る。）の写しが添付されている場合 ア（イ）に定める額及びエ（ア）に定める額を合計した額

ウ ア及びイに規定する場合以外の場合で、非住宅部分の申請については基準省令第10条第1号ただし書、住宅部分の申請については同条第2号ただし書の場合（ア）に定める額（同条第1号ただし書の方法が建築物省エネ法第30条第1項に掲げる基準に適合していることについて、事前に審査が行われたと認められる方法の場合は、ア（ア）に定める額）及び（イ）に定める額（基準省令第10条第2号ただし書の方法が建築物省エネ法第30条第1項に掲げる基準に適合していることについて、事前に審査が行われたと認められる方法の場合は、ア（イ）に定める額）を合計した額

(ア) 非住宅部分 次に掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満 222,900円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満
360,500円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル
未満 514,600円

d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル
未満 633,900円

e 10,000平方メートル以上25,000平方メー

トル未満 749,400円

f 25,000平方メートル以上 854,900円

(イ) 住宅部分 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 一戸建ての住宅 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 200平方メートル未満 33,500円

(b) 200平方メートル以上 37,400円

b 共同住宅等 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300平方メートル未満 67,600円

(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 112,800円

(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 192,200円

(d) 5,000平方メートル以上 275,400円

エ アからウまでに規定する場合以外の場合 (ア)に定める額及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 非住宅部分 次に掲げる当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能を評価する方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 標準入力法・主要室入力法（基準省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。） 次に掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300平方メートル未満 222,900円

(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 360,500円

- (c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 514,600円
- (d) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 633,900円
- (e) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 749,400円
- (f) 25,000平方メートル以上 854,900円
- b モデル建物法（基準省令第10条第1号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。） 次に掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (a) 300平方メートル未満 85,300円
 - (b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 142,900円
 - (c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 231,500円
 - (d) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 302,300円
 - (e) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 363,400円
 - (f) 25,000平方メートル以上 426,300円
- (イ) 住宅部分 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - a 一戸建ての住宅 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (a) 200平方メートル未満 33,500円
 - (b) 200平方メートル以上 37,400円
 - b 共同住宅等 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める

額

(a) 300平方メートル未満 67,600円

(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 112,800円

(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 192,200円

(d) 5,000平方メートル以上 275,400円

(2) 建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出があった場合 前号に規定する額に1の項に規定する額を加算した額

別表62の項手数料の額の欄を次のように改める。

(1) 次号に規定する場合以外の場合 次に定める額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ア 変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項に掲げる基準に適合していることについて、住宅部分の申請については登録住宅性能評価機関が、非住宅部分の申請については登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書類が添付されている場合

(ア) に定める額及び(イ) に定める額を合計した額

(ア) 非住宅部分 61の項第1号ア(ア) aからfまでに掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該aからfまでに定める額に2分の1を乗じて得た額

(イ) 住宅部分 61の項第1号ア(イ) a及びbに掲げる当該申請に係る建築物の住宅の区分並びに同号ア(イ) b(a)から(d)までに掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該a及びb(a)から(d)までに定める額に2分の1を乗じて得た額

イ アに規定する場合以外の場合で、変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項に掲げる基準に適合していることについて、61の

項第1号イ（ア）又は（イ）に掲げる添付書類が添付されている場合 61の項第1号イ（ア）又は（イ）に掲げる添付書類に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額

ウ ア及びイに規定する場合以外の場合で、非住宅部分の申請については基準省令第10条第1号ただし書、住宅部分の申請については同条第2号ただし書の場合（ア）に定める額（同条第1号ただし書の方法が建築物省エネ法第30条第1項に掲げる基準に適合していることについて、事前に審査が行われたと認められる方法の場合は、ア（ア）に定める額）及び（イ）に定める額（基準省令第10条第2号ただし書の方法が建築物省エネ法第30条第1項に掲げる基準に適合していることについて、事前に審査が行われたと認められる方法の場合は、ア（イ）に定める額）を合計した額

（ア）61の項第1号エ（ア）a（a）から（f）までに掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該（a）から（f）までに定める額に2分の1を乗じて得た額

（イ）61の項第1号エ（イ）a及びbに掲げる当該申請に係る建築物の住宅の区分並びに同号エ（イ）a（a）及び（b）並びにb（a）から（d）までに掲げる当該申請に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該エ（イ）a（a）及び（b）並びにb（a）から（d）までに定める額に2分の1を乗じて得た額

エ アからウまでに規定する場合以外の場合（ア）に定める額及び（イ）に定める額を合計した額

（ア）61の項第1号エ（ア）a及びbに掲げる当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能を評価する方法の区分並びに同号エ（ア）a（a）から（f）まで及び同号エ（ア）b（a）から（f）までに掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該エ（ア）a（a）から（f）まで及びエ（ア）b（a）から（f）ま

でに定める額に2分の1を乗じて得た額

(イ) 61の項第1号エ(イ) a及びbに掲げる当該申請に係る建築物の住宅の区分並びに同号エ(イ) a(a)及び(b)並びにb(a)から(d)までに掲げる当該申請に係る住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該エ(イ) a(a)及び(b)並びにb(a)から(d)までに定める額に2分の1を乗じて得た額

(2) 建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出があった場合 前号に規定する額に1の項に規定する額を加算した額

別表63の項手数料の額の欄を次のように改める。

(1) 認定の申請に係る建築物が建築物省エネ法第2条第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、住宅部分の申請については登録住宅性能評価機関が、非住宅部分の申請については登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書類が添付されている場合 アに定める額及びイに定める額を合計した額

ア 非住宅部分 次に掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満 9,200円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満
26,300円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満
78,700円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満
124,600円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満
157,300円

(カ) 25,000平方メートル以上 196,600円

イ 住宅部分 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅の区分

に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 4, 600円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満 9, 200円

b 300平方メートル以上2, 000平方メートル未満
19, 700円

c 2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル
未満 43, 900円

d 5, 000平方メートル以上 78, 700円

(2) 前号に規定する場合以外の場合で、認定の申請に係る建築物が建築物省エネ法第2条第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、次のアからオまでのいずれかに掲げる添付書類が添付されており、かつ、当該添付書類に係る建築物の工事が完了した時点から当該認定の申請をした時点までに建築物に変更がない場合 アからオまでのいずれかに掲げる添付書類に応じ、それぞれアからオまでに定める額
ア 建築物省エネ法第30条第1項の規定による認定の通知書の写しが添付され、かつ、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写しが添付されている場合 当該認定を受けた部分に係る前号アに定める額及び同号イに定める額と、当該認定を受けた部分以外の部分に係る第4号アに定める額及び同号イに定める額を合計した額

イ 都市の低炭素化促進法第54条第1項に基づく認定の通知書の写しが添付され、かつ、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写しが添付されている場合 当該認定を受けた部分に係る前号アに定める額及び同号イに定める額と、当該認定を受けた部分以外の部分に係る第4号アに定める額及び同号イに定める額を合計した額

ウ 建築物省エネ法第12条第6項の適合判定通知書の写しが添付され、かつ、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写しが添付されている場合 前号アに定める額及び第4号イに定める額を合計した額

エ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（以下この項において「建設住宅性能評価書」という。）（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5に適合している場合に限る。）の写しが添付されている場合 前号イに定める額及び第4号アに定める額を合計した額

オ 建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級が等級3、等級4又は等級5に適合している場合に限る。）の写しが添付されている場合 前号イに定める額及び第4号アに定める額を合計した額

- (3) 前2号に規定する場合以外の場合で、非住宅部分の申請については基準省令第1条第1項第1号ただし書、住宅部分の申請については同項第2号ただし書の場合 アに定める額（同項第1号ただし書の方法が建築物省エネ法第2条第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、事前に審査が行われたと認められる方法の場合は、第1号アに定める額）及びイに定める額（基準省令第1条第1項第2号ただし書の方法が建築物省エネ法第2条第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、事前に審査が行われたと認められる方法の場合は、第1号イに定める額）
- ア 非住宅部分 次に掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 300平方メートル未満 222,900円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満

360,500円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 514,600円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 633,900円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 749,400円

(カ) 25,000平方メートル以上 854,900円

イ 住宅部分 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 200平方メートル未満 33,500円

b 200平方メートル以上 37,400円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満 67,600円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 112,800円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 192,200円

d 5,000平方メートル以上 275,400円

(4) 前3号に規定する場合以外の場合 アに定める額及びイに定める額を合計した額

ア 非住宅部分 次に掲げる当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能を評価する方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 標準入力法・主要室入力法（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。） 次に掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の

床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 300平方メートル未満 222,900円
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満
360,500円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル
未満 514,600円
- d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル
未満 633,900円
- e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル
未満 749,400円
- f 25,000平方メートル以上 854,900円

(イ) モデル建物法（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。） 次に掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 300平方メートル未満 85,300円
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満
142,900円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル
未満 231,500円
- d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル
未満 302,300円
- e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル
未満 363,400円
- f 25,000平方メートル以上 426,300円

イ 住宅部分 次に掲げる当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能を評価する方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 住宅性能基準（基準省令第1条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（1）に定める基準をいう。）に適合するかどうかを評価する方法 次に掲げる当該申請に係る建築物の住

宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 一戸建ての住宅 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 200平方メートル未満 33,500円

(b) 200平方メートル以上 37,400円

b 共同住宅等 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300平方メートル未満 67,600円

(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 112,800円

(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 192,200円

(d) 5,000平方メートル以上 275,400円

(イ) 住宅仕様基準（基準省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）に定める基準をいう。）に適合するかどうかを評価する方法 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 一戸建ての住宅 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 200平方メートル未満 17,100円

(b) 200平方メートル以上 18,400円

b 共同住宅等 次に掲げる当該申請に係る建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 300平方メートル未満 32,200円

(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 55,800円

(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル

ル未満 101, 100円
 (d) 5, 000平方メートル以上 152, 900円

別表中備考以外の部分に次のように加える。

<p>64 建築物省 エネ法第 12条第1 項の規定に 基づく建築 物エネルギー 消費性能 確保計画に 対する建築 物エネルギー 消費性能 適合性判定</p>	<p>建築物エ ネルギー 消費性能 適合性判 定手数料</p>	<p>(1) アに定める額及びイに定める額を 合計した額（合計した額が一次エネ ルギー消費量の算定対象としない建 築物の部分（以下この項から66の 項までにおいて「一次エネルギー算 定対象外部分」という。）を一次エ ネルギー算定対象外部分以外の部分 とみなして算定したアの額を超える 場合は、アの額とする。） ア 非住宅部分（一次エネルギー算 定対象外部分以外の部分） 次に 掲げる当該申請に係る建築物のエ ネルギー消費性能を評価する方法 の区分に応じ、それぞれ次に定め る額 (ア) 標準入力法・主要室入力法 （基準省令第1条第1項第1号 イに定める基準に適合するかど うかを評価する方法をいう。） 次に掲げる当該申請に係る建 築物の非住宅部分（一次エネ ルギー算定対象外部分を除く。） の床面積の合計の区分に応じ、 それぞれ次に定める額 a 300平方メートル未満 222, 900円 b 300平方メートル以上</p>
--	---	--

2, 000平方メートル未満
360, 500円

c 2, 000平方メートル以上
5, 000平方メートル未満
514, 600円

d 5, 000平方メートル以上
10, 000平方メートル未満
633, 900円

e 10, 000平方メートル以上
25, 000平方メートル未満
749, 400円

f 25, 000平方メートル以上
854, 900円

(イ) モデル建物法（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。）次に掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分（一次エネルギー算定対象外部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 300平方メートル未満
85, 300円

b 300平方メートル以上
2, 000平方メートル未満
142, 900円

c 2, 000平方メートル以上
5, 000平方メートル未満
231, 500円

d 5, 000平方メートル以上

上 10,000 平方メートル
未満 302,300 円

e 10,000 平方メートル
以上 25,000 平方メートル
未満 363,400 円

f 25,000 平方メートル
以上 426,300 円

イ 非住宅部分（一次エネルギー算
定対象外部分） 次に掲げる当該
申請に係る建築物の非住宅部分
（一次エネルギー算定対象外部
分）の床面積の合計の区分に応
じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300 平方メートル未満
9,200 円

(イ) 300 平方メートル以上 2,
000 平方メートル未満
26,300 円

(ウ) 2,000 平方メートル以上
5,000 平方メートル未満
78,700 円

(エ) 5,000 平方メートル以上
10,000 平方メートル未満
124,600 円

(オ) 10,000 平方メートル以
上 25,000 平方メートル未
満 157,300 円

(カ) 25,000 平方メートル以
上 196,600 円

(2) 前号に規定する場合以外の場合
で、基準省令第 1 条第 1 項第 1 号た

だし書の場合 アに定める額及びイに定める額を合計した額（合計した額が一次エネルギー算定対象外部分を一次エネルギー算定対象外部分以外の部分とみなして算定したアの額を超える場合は、アの額）

ア 非住宅部分（一次エネルギー算定対象外部分以外の部分） 次に掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分（一次エネルギー算定対象外部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満
222,900円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満
360,500円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満
514,600円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満
633,900円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満
749,400円

(カ) 25,000平方メートル以上
854,900円

イ 非住宅部分（一次エネルギー算定対象外部分） 次に掲げる当該

		<p>申請に係る建築物の非住宅部分 （一次エネルギー算定対象外部分）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 9,200円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 26,300円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 78,700円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 124,600円</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 157,300円</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上 196,600円</p>
65 建築物省エネ法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する建築物エネルギー消	建築物エネルギー消費性能適合性判定の計画変更手数料	(1) アに定める額及びイに定める額を合計した額（合計した額が一次エネルギー算定対象外部分を一次エネルギー算定対象外部分以外の部分とみなして算定したアの額を超える場合は、アの額）（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） ア 64の項第1号ア（ア）及び（イ）に掲げる当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能を評価

費性能適合
性判定

する方法の区分並びに同号ア
(ア) a から f まで及び同号ア
(イ) a から f までに掲げる当該
申請に係る建築物の非住宅部分の
床面積の合計の区分に応じ、当該
ア (ア) a から f まで及びア
(イ) a から f までに定める額に
2分の1を乗じて得た額

イ 64の項第1号イ (ア) から
(カ) までに掲げる当該申請に係
る建築物の非住宅部分の床面積の
合計の区分に応じ、当該 (ア) か
ら (カ) までに定める額に2分の
1を乗じて得た額

(2) 前号に規定する場合以外の場合
で、基準省令第1条第1項第1号た
だし書の場合 アに定める額及びイ
に定める額を合計した額 (合計した
額が一次エネルギー算定対象外部分
を一次エネルギー算定対象外部分以
外の部分とみなして算定したアの額
を超える場合は、アの額) (その額
に100円未満の端数があるときは、
これを切り捨てた額)

ア 64の項第1号ア (ア) a から
f までに掲げる当該申請に係る建
築物の非住宅部分の床面積の合計
の区分に応じ、当該 a から f まで
に定める額に2分の1を乗じて得
た額

イ 64の項第1号イ (ア) から

		(カ) までに掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該 (ア) から (カ) までに定める額に2分の1を乗じて得た額
66 建築物省エネ法施行規則第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付請求に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定の軽微な変更に関する証明書請求手数料	<p>(1) アに定める額及びイに定める額を合計した額（合計した額が一次エネルギー算定対象外部分を一次エネルギー算定対象外部分以外の部分とみなして算定したアの額を超える場合は、アの額）（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>ア 64の項第1号ア（ア）及び（イ）に掲げる当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能を評価する方法の区分並びに同号ア（ア）aからfまで及び同号ア（イ）aからfまでに掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア（ア）aからfまで及びア（イ）aからfまでに定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 64の項第1号イ（ア）から（カ）までに掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該（ア）から（カ）までに定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する場合以外の場合</p>

		<p>で、基準省令第1条第1項第1号ただし書の場合 アに定める額及びイに定める額を合計した額（合計した額が一次エネルギー算定対象外部分を一次エネルギー算定対象外部分以外の部分とみなして算定したアの額を超える場合は、アの額）（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>ア 64の項第1号ア（ア） a から f までに掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該 a から f までに定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 64の項第1号イ（ア） から（カ）までに掲げる当該申請に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該（ア） から（カ）までに定める額に2分の1を乗じて得た額</p>
--	--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画が同法第54条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることを建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）附則第6条の規定による改正前のエネルギー

の使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）が証した書類は、この条例による改正後の別表58の項第1号ア及び59の項第1号アにおいて登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書類とみなす。

3 施行日前に建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項に掲げる基準に適合していることを登録建築物調査機関が証した書類は、この条例による改正後の別表61の項第1号ア及び62の項第1号アにおいて登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書類とみなす。

4 施行日前に建築物が建築物省エネ法第2条第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを登録建築物調査機関が証した書類は、この条例による改正後の別表63の項第1号において登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書類とみなす。

~~~~~

## 議 案 説 明

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を定めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第49号

財産の取得について

市は、次のとおり財産を取得するものとする。

平成29年2月17日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 取得財産 千葉中央コミュニティセンター民間所有持分
  - (1) 所在地 千葉市中央区千葉港2番1号
  - (2) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下3階地上10階塔屋2階建
  - (3) 面積 延床面積51,801.61平方メートルのうち、  
取得面積33,064.20平方メートル
- 2 取得予定価額 947,452,800円  
(取得財産に係る土地賃借権の解消に要する費用を含む)

~~~~~

議案説明

千葉中央コミュニティセンター民間所有持分を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第50号

損害賠償額の決定について

市は、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

平成29年2月17日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 損害賠償額

6,128,543円

2 相手方

千葉市中央区在住の女性

3 事件の概要

平成23年11月28日、千葉市立青葉病院において、相手方の子宮内組織を採取する手術を行った際、同人の子宮及び腸管を損傷させたもの

~~~~~

議案説明

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第51号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成29年2月17日提出

千葉市長 熊谷俊人

| 施設の名称           | 指定管理者                                           | 指定期間                        |
|-----------------|-------------------------------------------------|-----------------------------|
| 稲毛海浜公園花の美術館     | 千葉市中央区問屋町1番20号<br>公益財団法人千葉市スポーツ振興財団<br>理事長 石井 忍 | 平成29年4月1日から<br>平成30年3月31日まで |
| 稲毛海浜公園稲毛記念館     |                                                 |                             |
| 稲毛海浜公園海星庵       |                                                 |                             |
| 稲毛海浜公園野外音楽堂     |                                                 |                             |
| 稲毛海浜公園稲毛民間航空記念館 |                                                 |                             |

~~~~~

議案説明

稲毛海浜公園花の美術館ほか4施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第52号

包括外部監査契約について

市は、次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

平成29年2月17日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成29年4月1日
- 3 契約の金額 18,000,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 住所 千葉市稲毛区園生町391番地99
氏名 大川 健哉
資格 公認会計士

~~~~~

議案説明

包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、議決を求めるものであります。



議案第53号

議決事件の一部変更について

平成28年6月24日議決された「旧千葉市立磯辺第二小学校解体工事に係る工事請負契約」中、次のとおり工期を変更するものとする。

平成29年2月17日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 工 期

変更前 契約締結日の翌日から300日間

変更後 契約締結日の翌日から400日間

(契約締結日 平成28年6月24日)

(参考)

議案第 88 号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 28 年 6 月 9 日提出

千葉市長 熊谷 俊人

- 1 工事名称 旧千葉市立磯辺第二小学校解体工事
- 2 施工場所 千葉市美浜区磯辺 7 丁目 1 7 番 1 号
- 3 工事概要 (1) 校舎棟 解体工一式  
(2) 屋内運動場 解体工一式  
(3) プール、体育倉庫、外構施設等 解体工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札 (総合評価落札方式)
- 5 契約金額 445,799,160 円
- 6 工期 契約締結日の翌日から 300 日間
- 7 請負者 千葉市美浜区幕張西 3 丁目 1 番 1 5 号  
市原・鵜沢建設共同企業体  
代表者 千葉市美浜区幕張西 3 丁目 1 番 1 5 号  
株式会社市原組  
代表取締役 松山 淳一  
千葉市若葉区千城台西 1 丁目 3 8 番 1 号  
鵜沢建設株式会社  
代表取締役 鵜沢 朋生



## 議 案 説 明

旧千葉市立磯辺第二小学校解体工事に係る工事請負契約の工期を変更するため、議決を求めるものであります。

議案第54号

議決事件の一部変更について

平成28年9月15日議決された「液状化対策施設工事（磯辺4丁目28-1工区）に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額及び工期を変更するものとする。

平成29年2月17日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 契約金額

変更前 521,640,000円

変更後 528,859,800円

2 工期

変更前 契約締結日の翌日から平成29年3月18日まで

変更後 契約締結日の翌日から平成29年8月31日まで

（契約締結日 平成28年9月15日）

(参考)

議案第115号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 液状化対策施設工事（磯辺4丁目28-1工区）
- 2 施工場所 千葉市美浜区磯辺4丁目地内
- 3 工事概要 (1) 管推進工一式  
(2) 人孔築造工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 521,640,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から平成29年3月18日まで
- 7 請負者 千葉市中央区蘇我1丁目10番5号  
伊藤・京葉工管建設共同企業体  
代表者 千葉市中央区蘇我1丁目10番5号  
株式会社伊藤工務店  
代表取締役 伊藤大介  
千葉市美浜区新港139番地の2  
京葉工管株式会社  
代表取締役 内藤栄男

~~~~~

議 案 説 明

液状化対策施設工事（磯辺4丁目28-1工区）に係る工事請負契約の契約金額及び工期を変更するため、議決を求めるものであります。

議案第55号

議決事件の一部変更について

平成28年9月15日議決された「液状化対策施設工事（磯辺4丁目28-2工区）に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額及び工期を変更するものとする。

平成29年2月17日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 契約金額

変更前 452,520,000円

変更後 460,320,840円

2 工期

変更前 契約締結日の翌日から平成29年3月18日まで

変更後 契約締結日の翌日から平成29年8月31日まで

（契約締結日 平成28年9月15日）

(参考)

議案第116号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成28年9月5日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 液状化対策施設工事（磯辺4丁目28-2工区）
- 2 施工場所 千葉市美浜区磯辺4丁目地内
- 3 工事概要 (1) 管推進工一式
(2) 人孔築造工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 452,520,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から平成29年3月18日まで
- 7 請負者 千葉市若葉区貝塚町2035番地7
白川・伊藤建設共同企業体
代表者 千葉市若葉区貝塚町2035番地7
株式会社白川土建
代表取締役 白川 栄 玉
千葉市中央区蘇我1丁目10番5号
株式会社伊藤工務店
代表取締役 伊藤 大 介


~~~~~

## 議 案 説 明

液状化対策施設工事（磯辺4丁目28-2工区）に係る工事請負契約の契約金額及び工期を変更するため、議決を求めるものであります。

## 議案第56号

### 市道路線の認定及び廃止について

市は、次のとおり市道路線を認定及び廃止するものとする。

平成29年2月17日提出

千葉市長 熊谷俊人

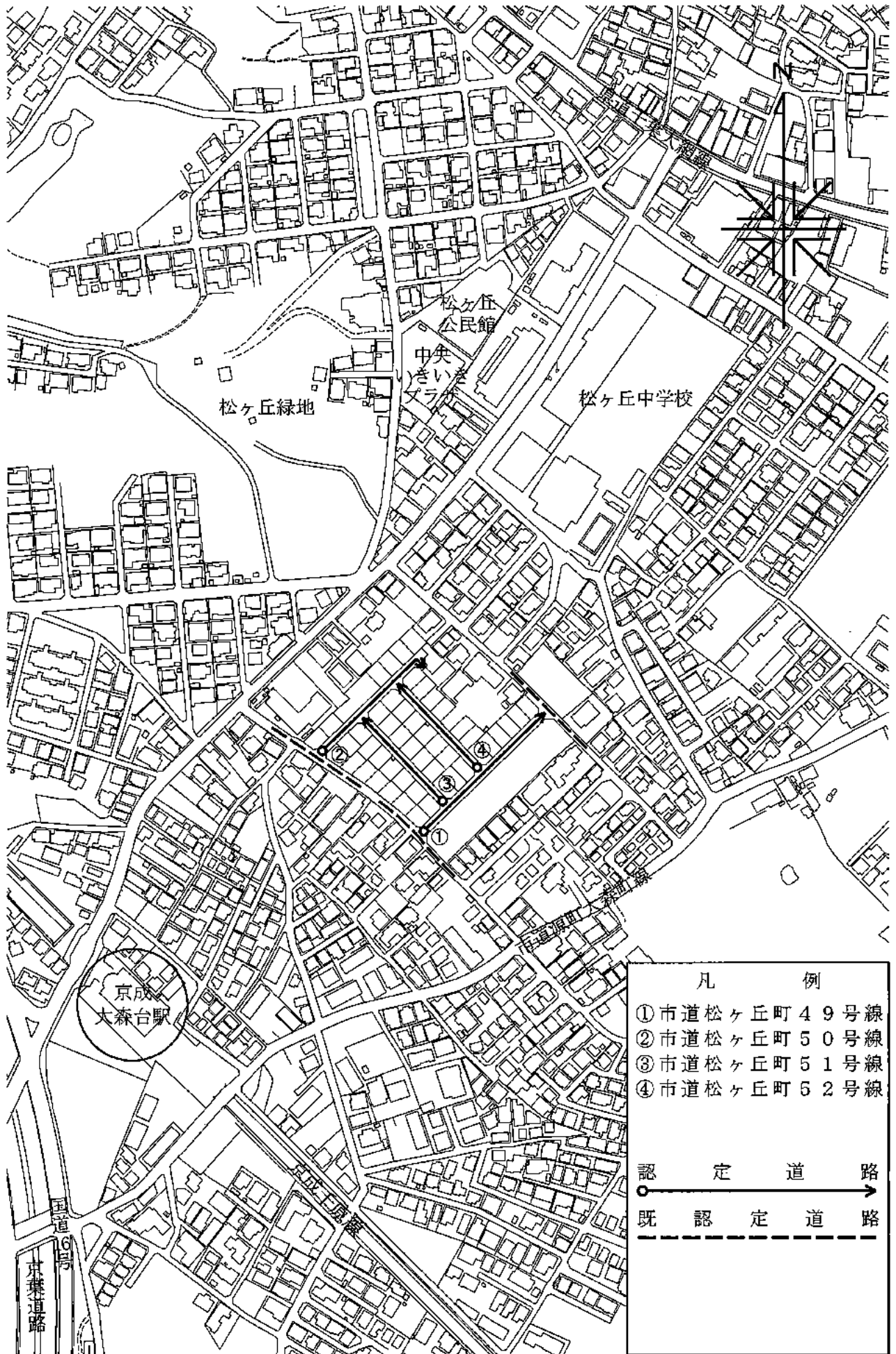
### 市道路線認定調書

| 整理番号 | 路線名        | 起 点        | 終 点        | 市道路線認定図番号 |
|------|------------|------------|------------|-----------|
| ①    | 松ヶ丘町49号線   | 松ヶ丘町地内     | 松ヶ丘町地内     | 1         |
| ②    | 松ヶ丘町50号線   | 松ヶ丘町地内     | 松ヶ丘町地内     |           |
| ③    | 松ヶ丘町51号線   | 松ヶ丘町地内     | 松ヶ丘町地内     |           |
| ④    | 松ヶ丘町52号線   | 松ヶ丘町地内     | 松ヶ丘町地内     |           |
| ⑤    | 小倉町213号線   | 小倉町地内      | 小倉町地内      | 2         |
| ⑥    | 桜木町215号線   | 桜木北2丁目地内   | 桜木北2丁目地内   | 3         |
| ⑦    | 桜木町216号線   | 桜木北2丁目地内   | 桜木北2丁目地内   |           |
| ⑧    | 加曽利町701号線  | 加曽利町地内     | 加曽利町地内     | 4         |
| ⑨    | 高品町223号線   | 高品町地内      | 高品町地内      | 5         |
| ⑩    | 幕張497号線    | 幕張町2丁目地内   | 幕張町2丁目地内   | 6         |
| ⑪    | 幕張701号線    | 幕張町2丁目地内   | 幕張町2丁目地内   |           |
| ⑫    | 誉田町248号線   | 誉田町2丁目地内   | 誉田町2丁目地内   | 7         |
| ⑬    | 誉田町249号線   | 誉田町2丁目地内   | 誉田町2丁目地内   |           |
| ⑭    | 蘇我町200号線   | 蘇我4丁目地内    | 蘇我4丁目地内    | 8         |
| ⑮    | 椎名崎町83号線   | 椎名崎町地内     | 椎名崎町地内     | 9         |
| ⑯    | 椎名崎町84号線   | 椎名崎町地内     | 椎名崎町地内     |           |
| ⑰    | 豊砂3号線      | 豊砂地内       | 浜田2丁目地内    | 10        |
| ⑱    | 豊砂5号線      | 豊砂地内       | 豊砂地内       |           |
| ⑲    | 豊砂701号線    | 豊砂地内       | 豊砂地内       |           |
| ⑳    | あすみが丘352号線 | あすみが丘2丁目地内 | あすみが丘2丁目地内 | 11        |
| ㉑    | 都賀駅千城台南線   | 都賀3丁目地内    | 千城台南4丁目地内  | 12        |
| ㉒    | 源町桜木線      | 源町地内       | 桜木5丁目地内    | 13        |
| ㉓    | 加曽利町大森町線   | 加曽利町地内     | 大森町地内      |           |
| ㉔    | 中央今井町線     | 中央2丁目地内    | 今井町地内      | 14        |

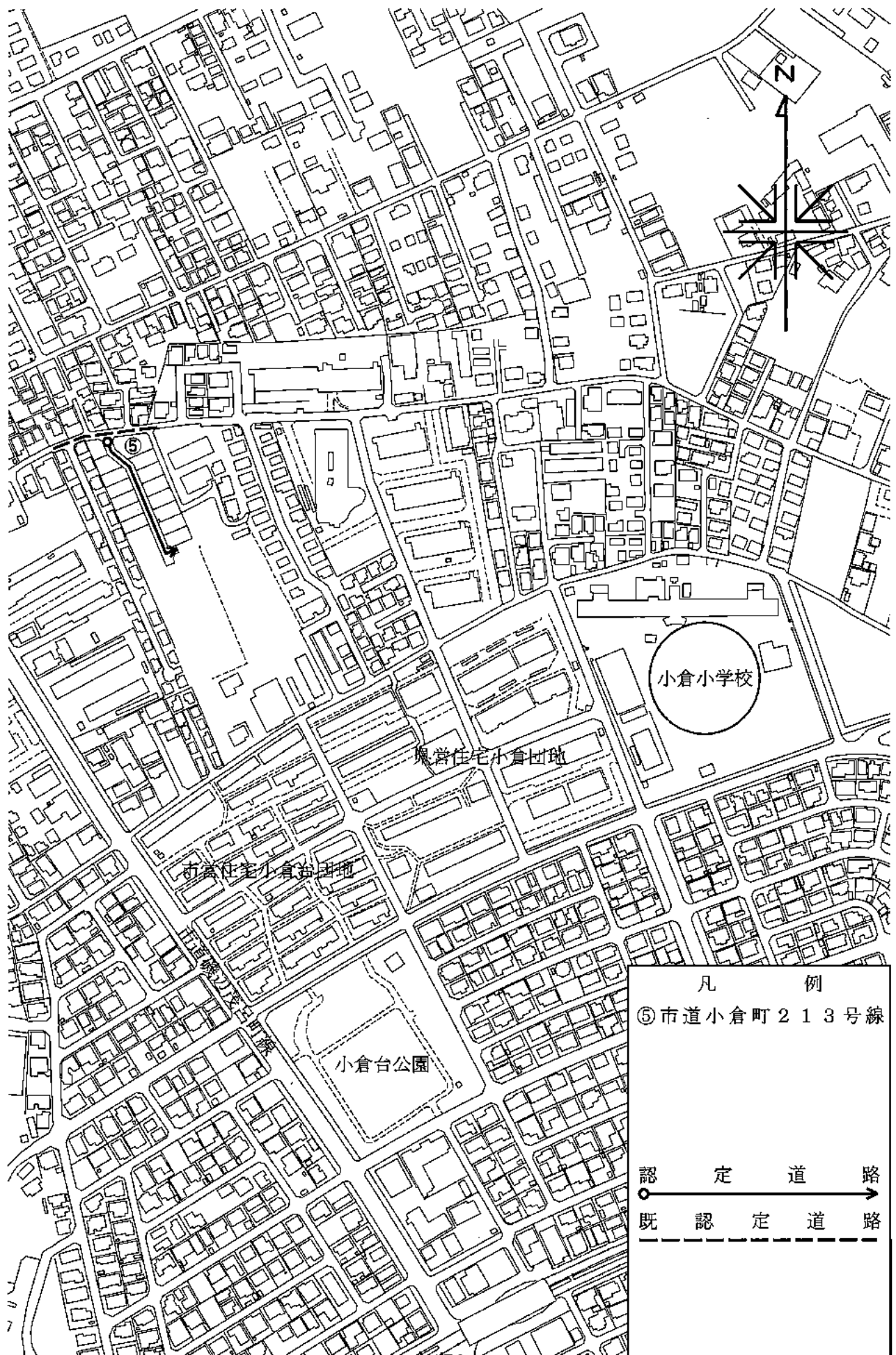
## 市道路線廃止調書

| 整理番号 | 路線名      | 起 点      | 終 点      | 摘要   | 市道路線廃止区番号 |
|------|----------|----------|----------|------|-----------|
| ①    | 新千葉37号線  | 新千葉2丁目地内 | 新千葉2丁目地内 | 一部廃止 | 1         |
| ②    | 長作町67号線  | 長作町地内    | 長作町地内    | 全部廃止 | 2         |
| ③    | 椎名崎町2号線  | 椎名崎町地内   | 椎名崎町地内   | 全部廃止 | 3         |
| ④    | 椎名崎町3号線  | 椎名崎町地内   | 椎名崎町地内   | 全部廃止 |           |
| ⑤    | 椎名崎町4号線  | 椎名崎町地内   | 椎名崎町地内   | 全部廃止 |           |
| ⑥    | 椎名崎町5号線  | 椎名崎町地内   | 椎名崎町地内   | 全部廃止 |           |
| ⑦    | 小食土町土気町線 | 小食土町地内   | 土気町地内    | 全部廃止 | 4         |
| ⑧    | 都賀駅大草町線  | 都賀3丁目地内  | 大草町地内    | 全部廃止 | 5         |
| ⑨    | 源町大森町線   | 源町地内     | 大森町地内    | 全部廃止 | 6         |
| ⑩    | 中央赤井町線   | 中央2丁目地内  | 赤井町地内    | 全部廃止 | 7         |

# 整理番号①～④ 市道路線認定図1



# 整理番号⑤ 市道路線認定図2



凡 例

⑤市道小倉町213号線

認定道路

既認定道路

# 整理番号⑥⑦ 市道路線認定図3



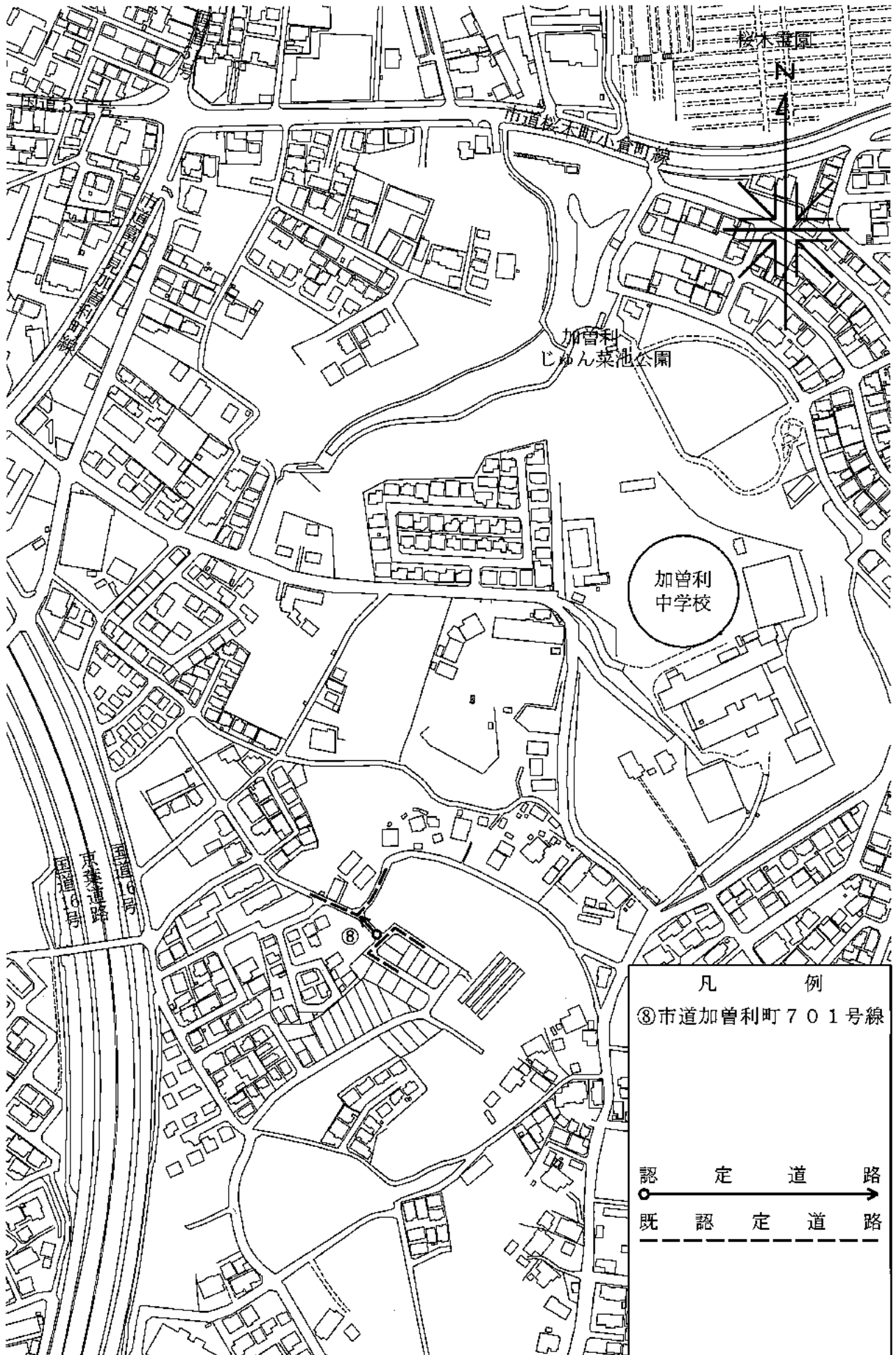
凡 例

⑥ 市道桜木町215号線  
 ⑦ 市道桜木町216号線

認 定 道 路  
 ○ —————→

既 認 定 道 路  
 - - - - -

# 整理番号⑧ 市道路線認定図4



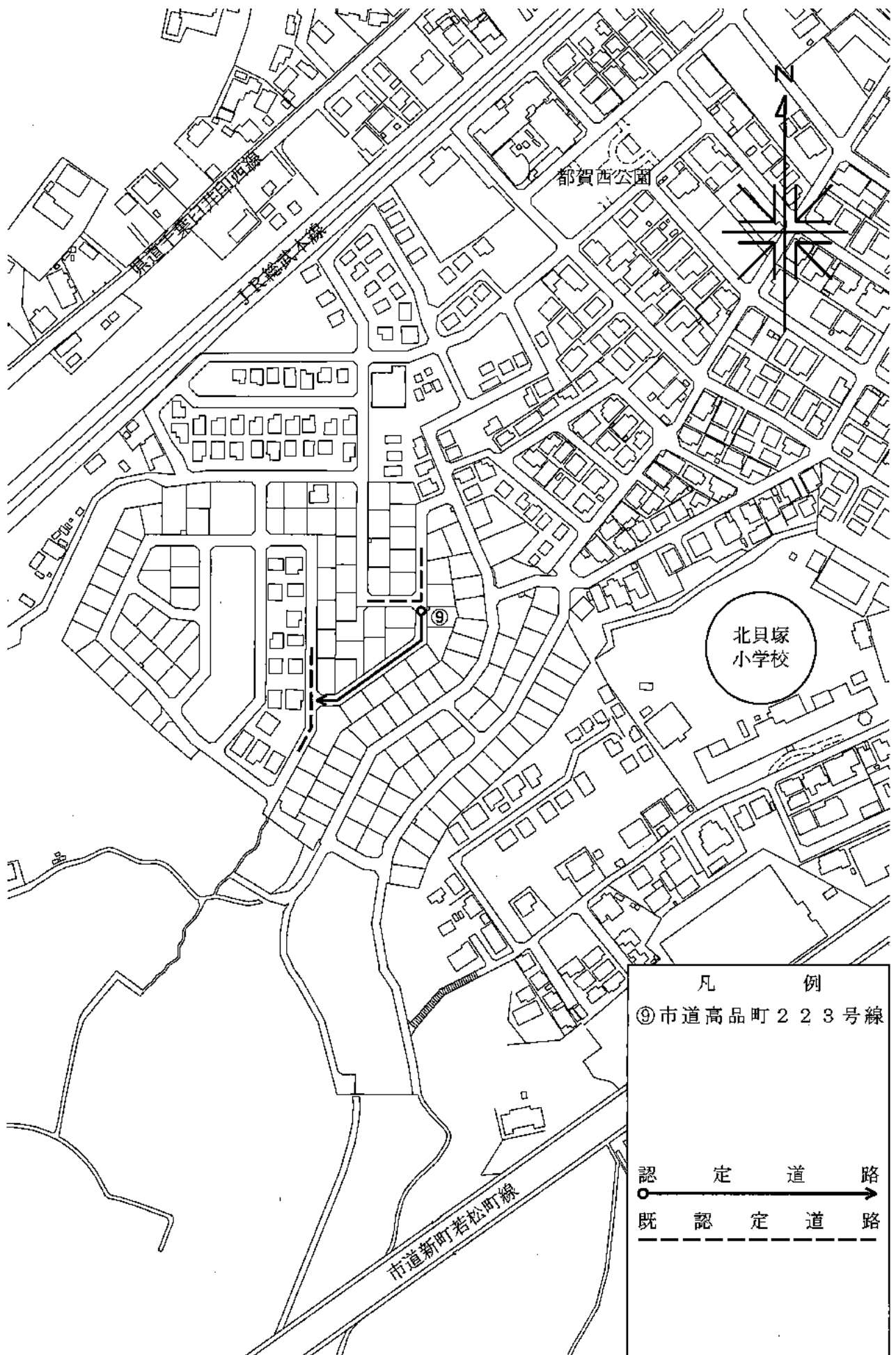
凡 例

⑧市道加曾利町701号線

認 定 道 路

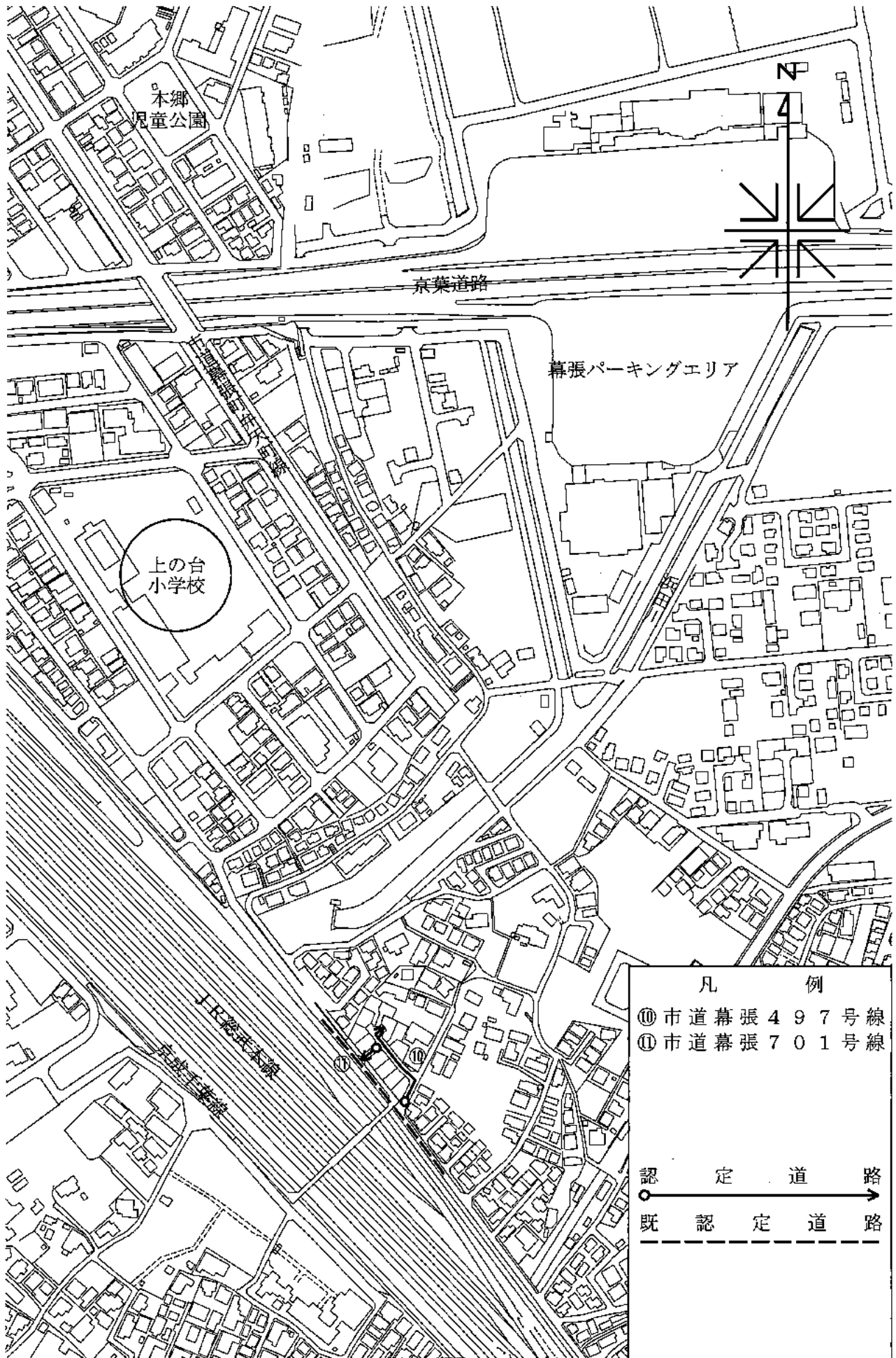
既 認 定 道 路

# 整理番号⑨ 市道路線認定図5

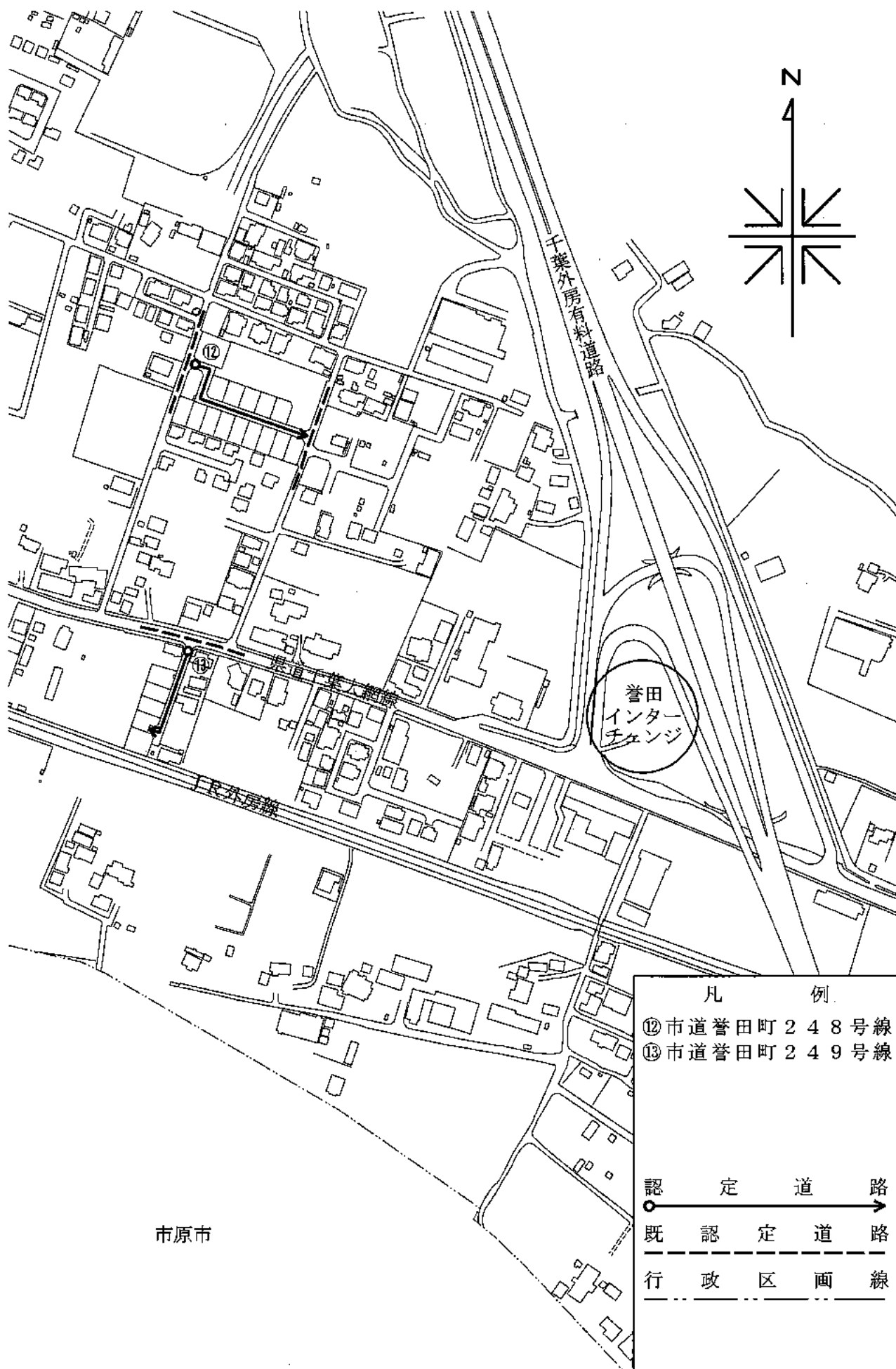




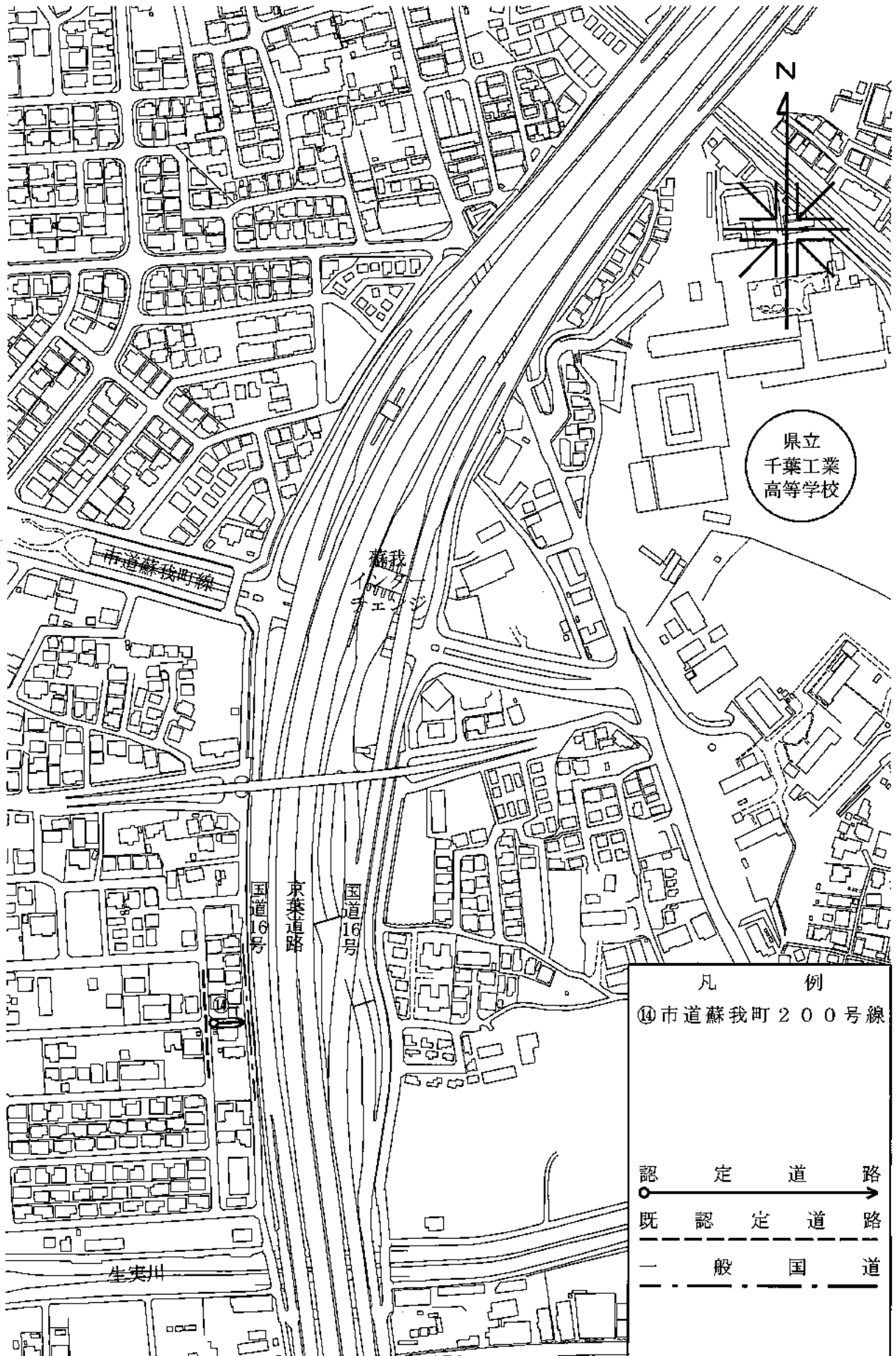
# 整理番号 ⑩ ⑪ 市道路線認定図 6



# 整理番号⑫⑬ 市道路線認定図7

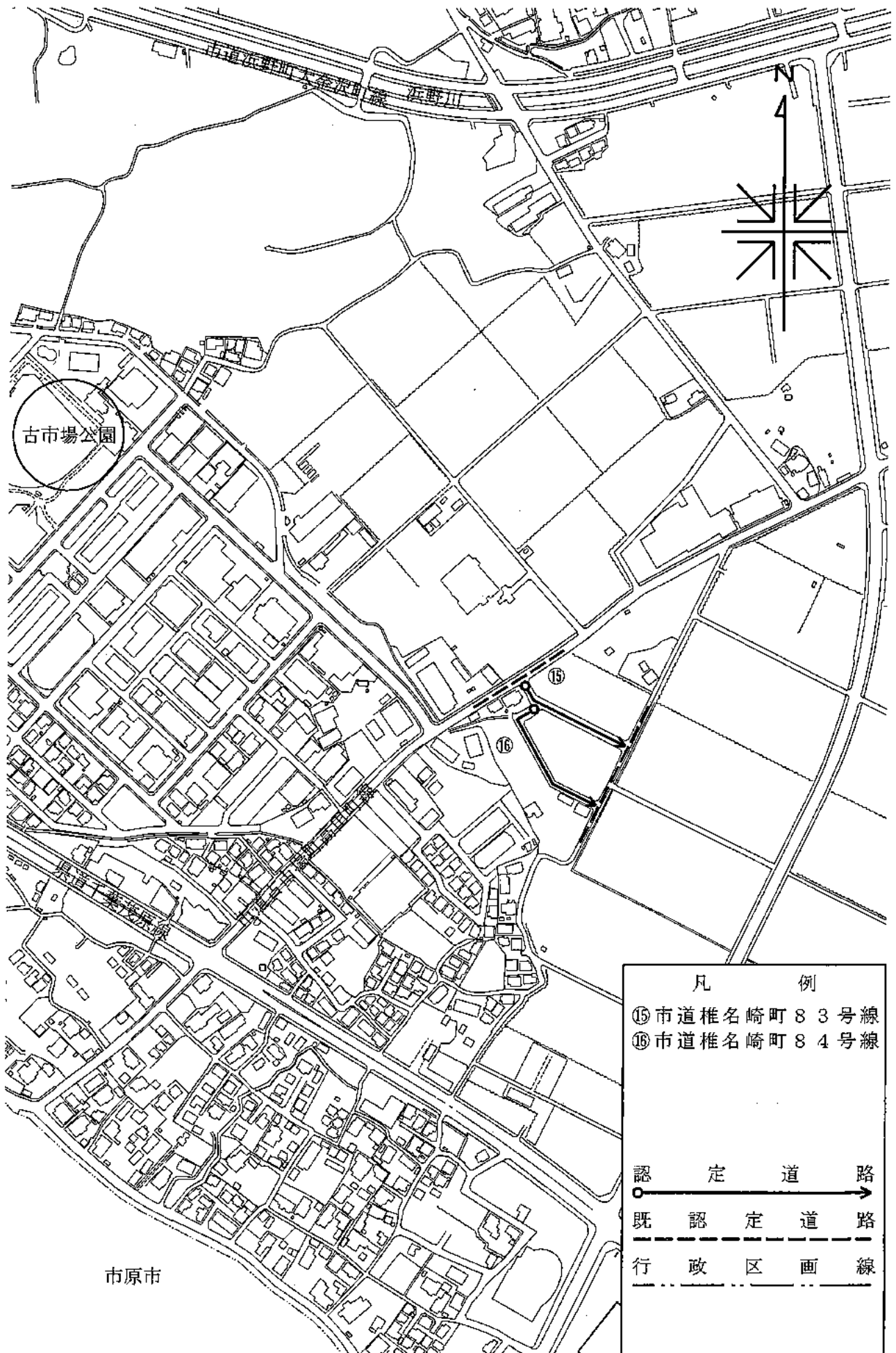


# 整理番号⑭ 市道路線認定図8

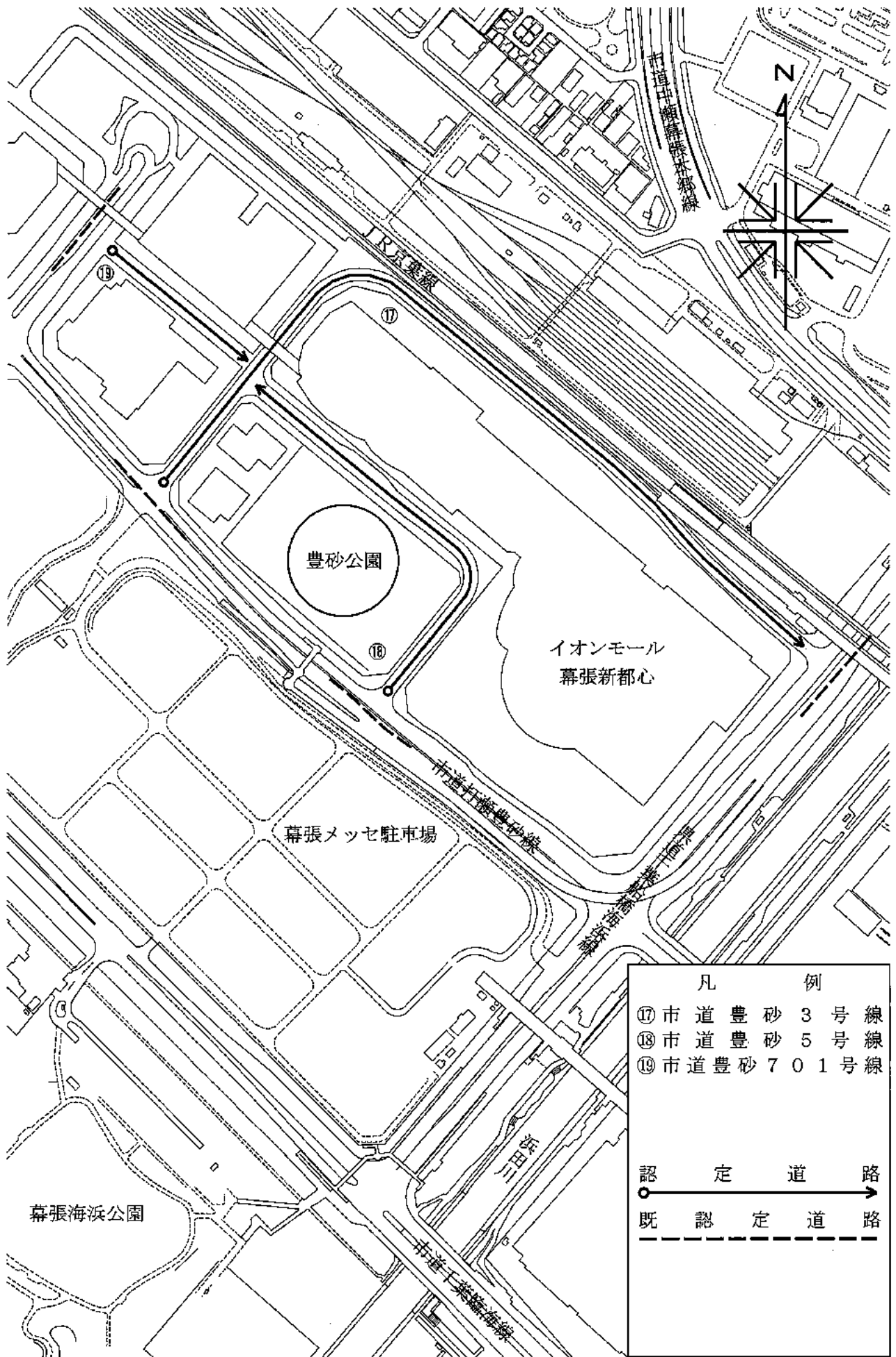


# 整理番号 ⑮ ⑯ 市道路線認定図 9

関係図面 市道路線廃止図3



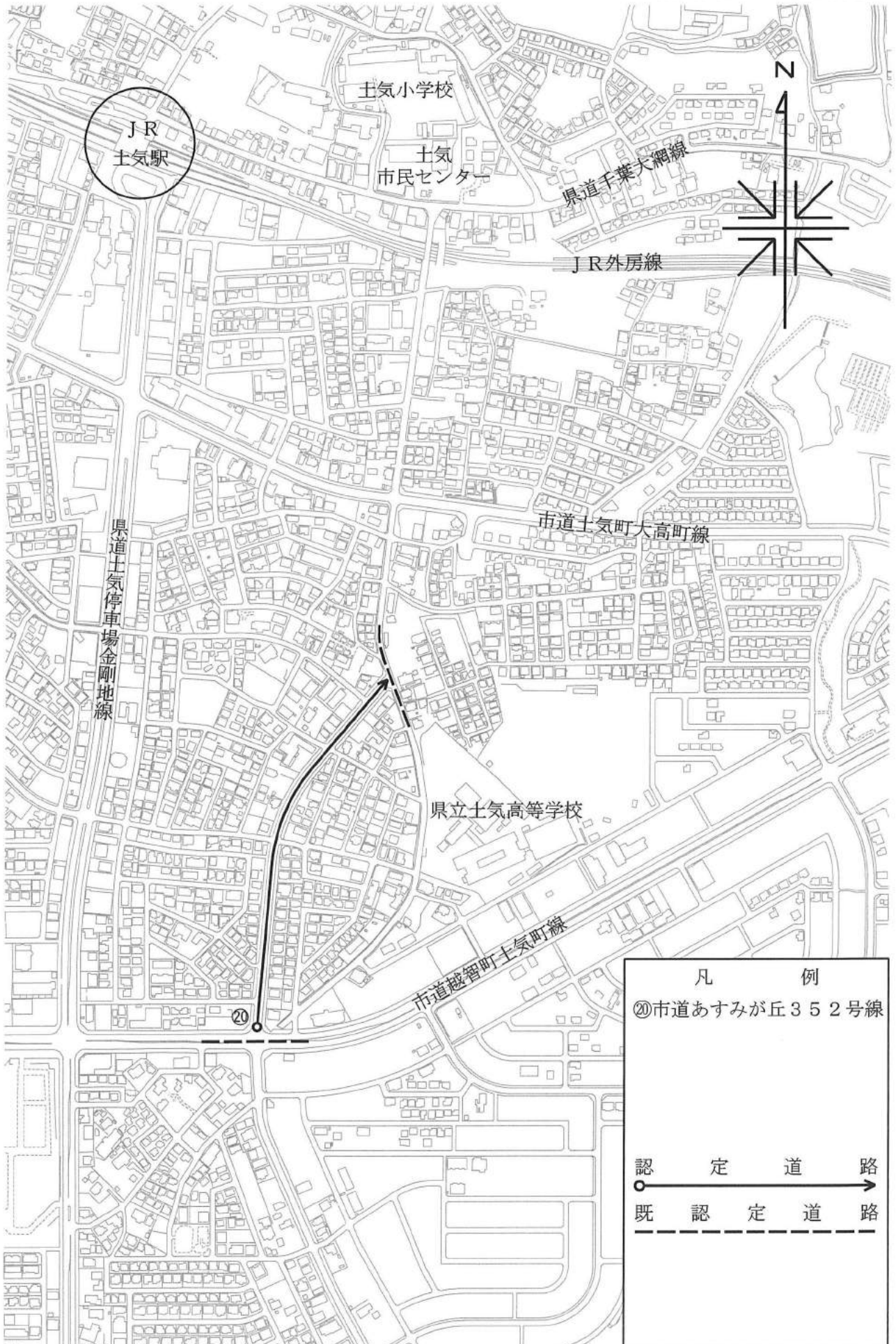
# 整理番号⑰～⑲ 市道路線認定図10





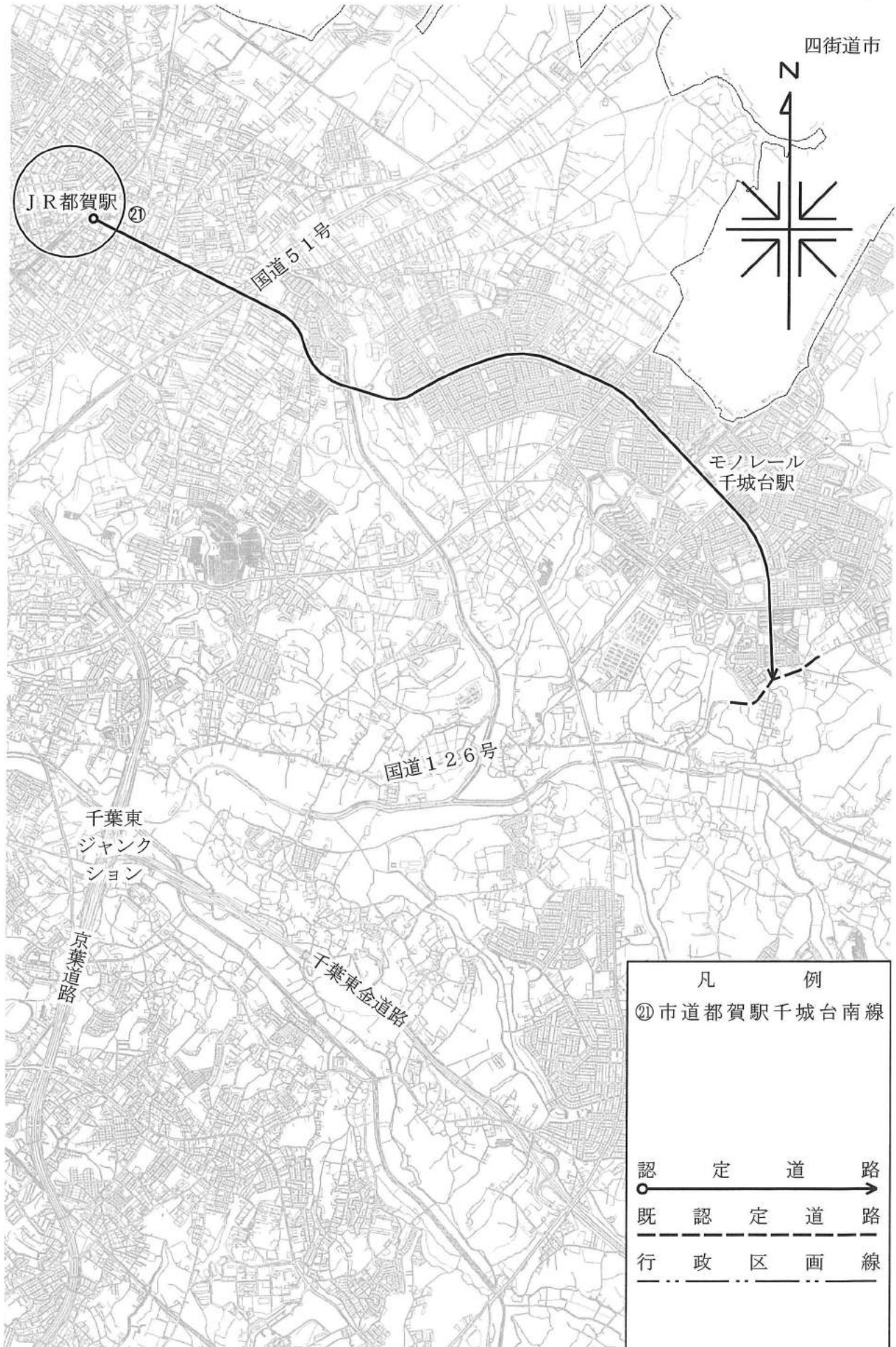
# 整理番号⑳ 市道路線認定図11

関係図面 市道路線廃止図4



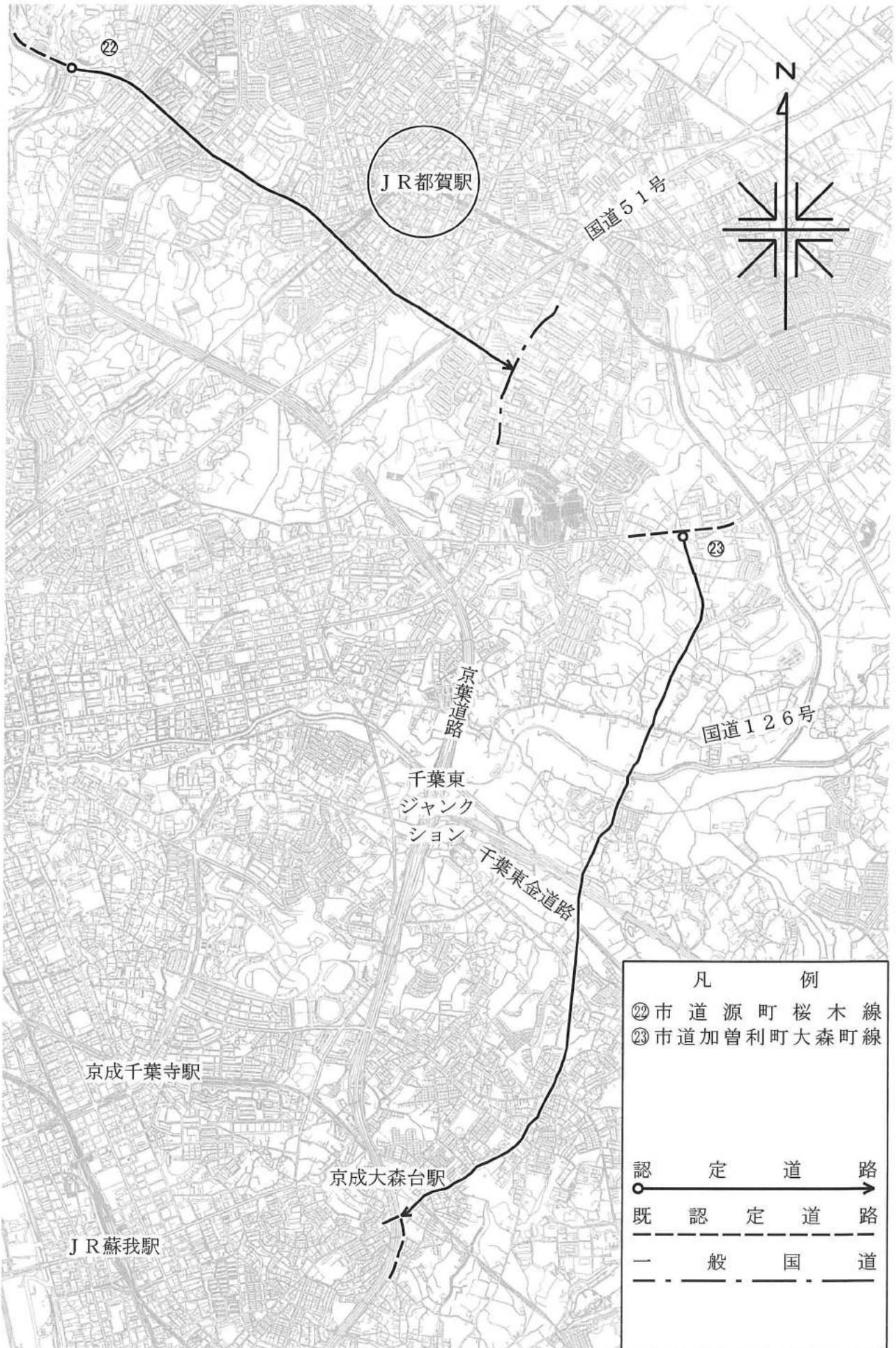
# 整理番号②1 市道路線認定図12

関係図面 市道路線廃止図5



# 整理番号 ㉒ ㉓ 市道路線認定図13

関係図面 市道路線廃止図6

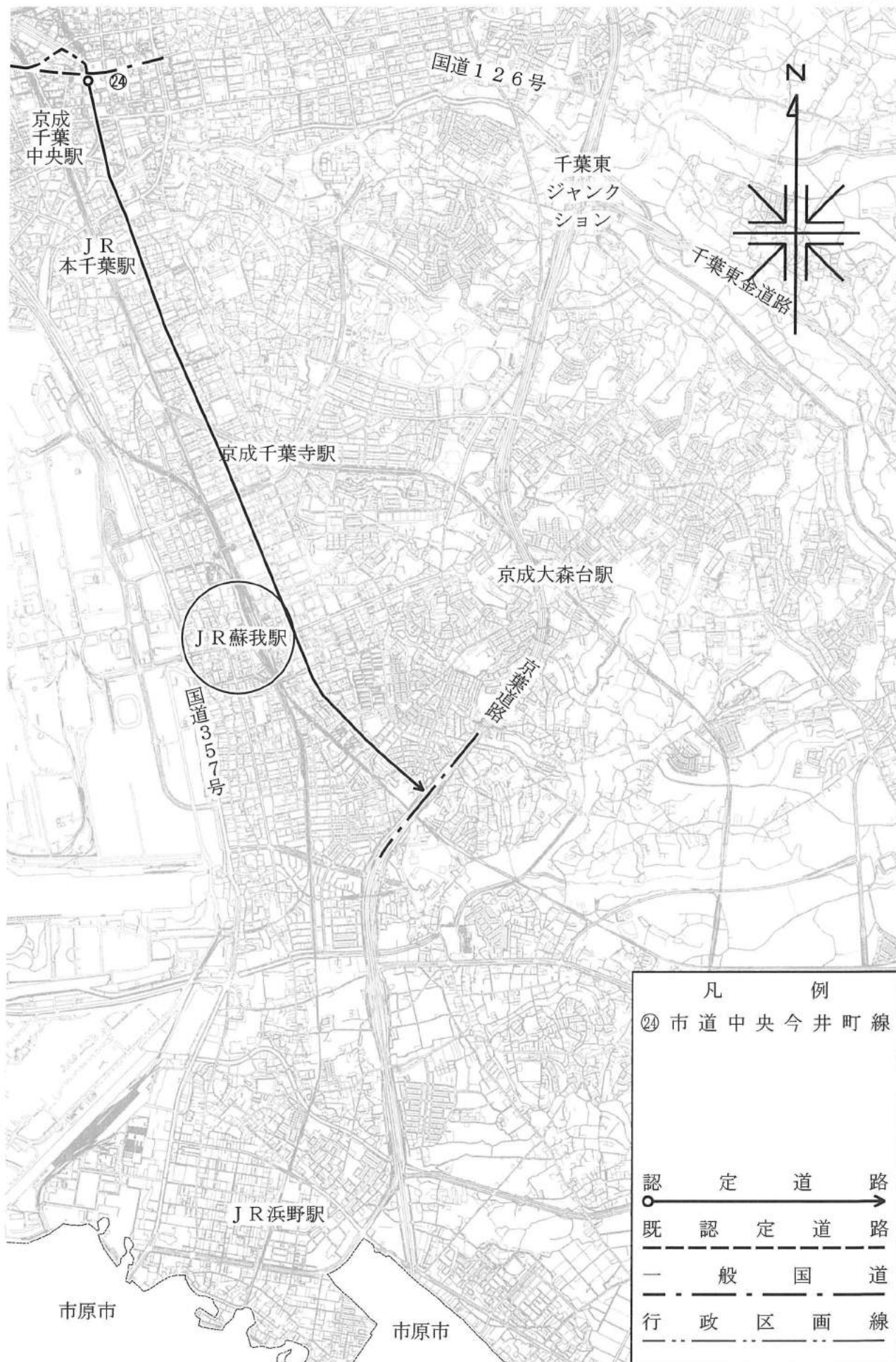


| 凡 例   |            |
|-------|------------|
| ㉒     | 市道源町桜木線    |
| ㉓     | 市道加曾利町大森町線 |
| ○     | 認定道路       |
| —     | 既認定道路      |
| - · - | 一般国道       |



# 整理番号 ㉔ 市道路線認定図 14

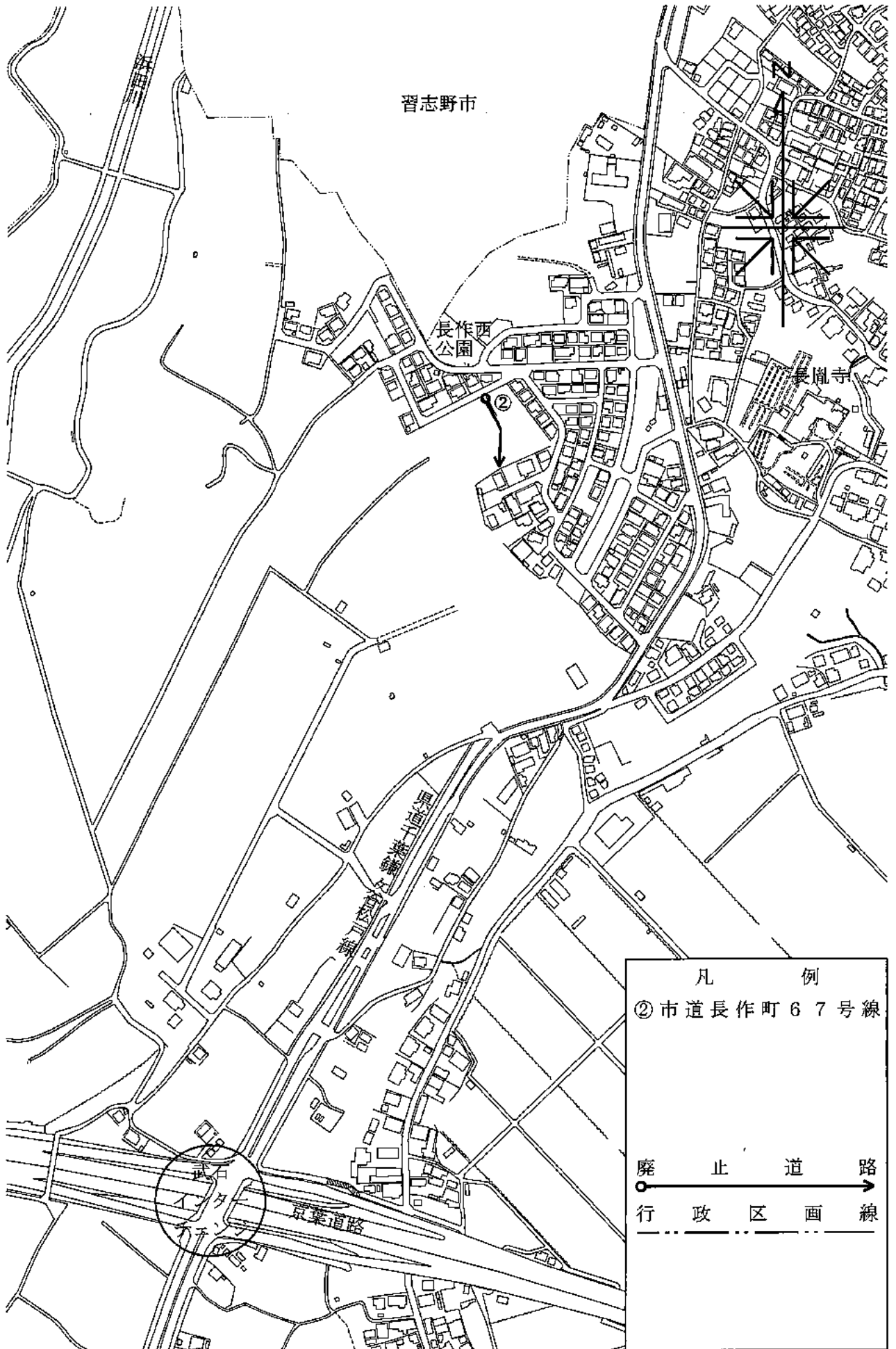
関係図面 市道路線廃止図7



| 凡 例       |          |
|-----------|----------|
| ㉔         | 市道中央今井町線 |
| ○         | 認定道路     |
| —         | 既認定道路    |
| - - -     | 一般国道     |
| - · - · - | 行政区画線    |

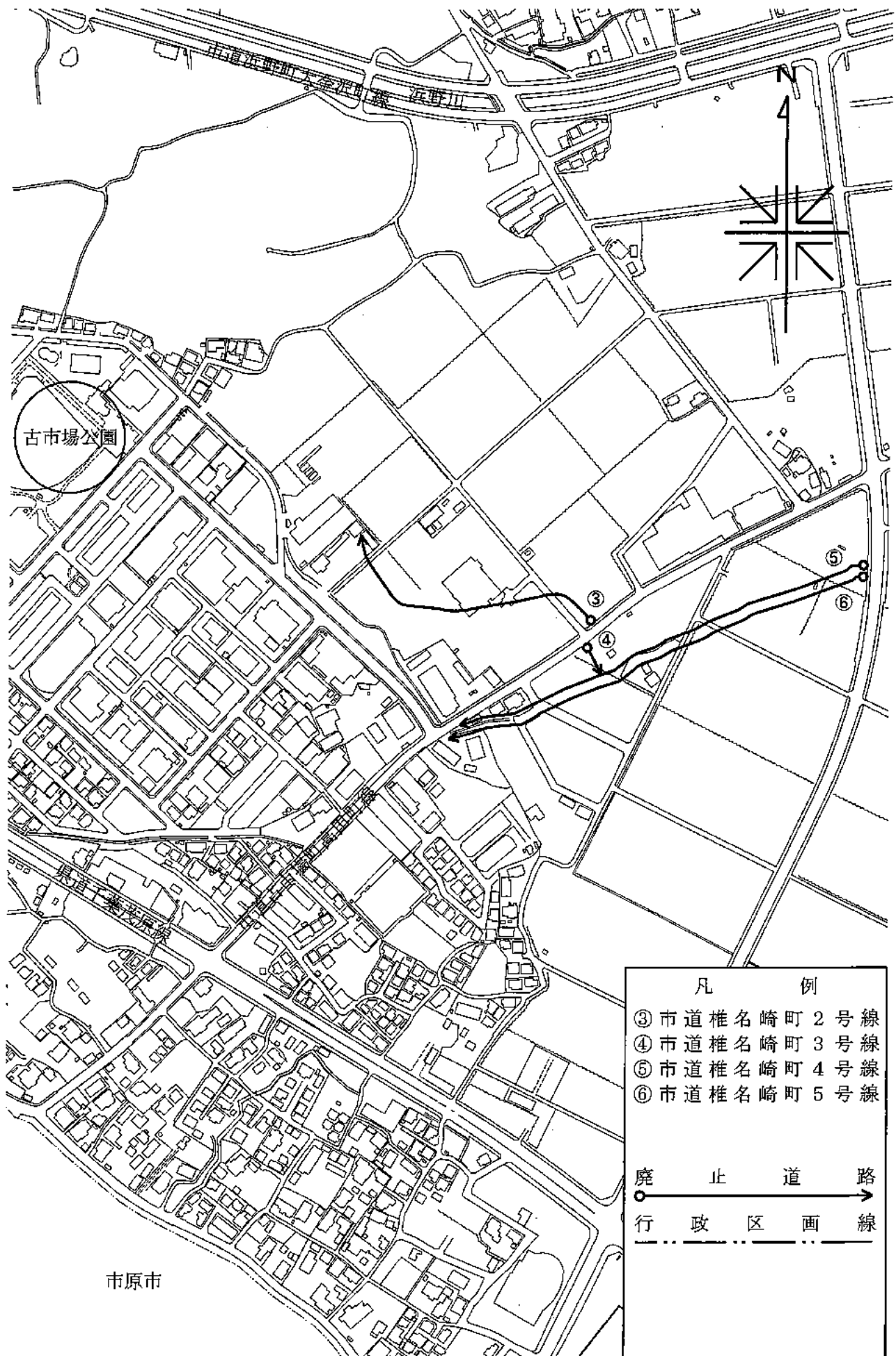


# 整理番号② 市道路線廃止図 2



# 整理番号③～⑥ 市道路線廃止図3

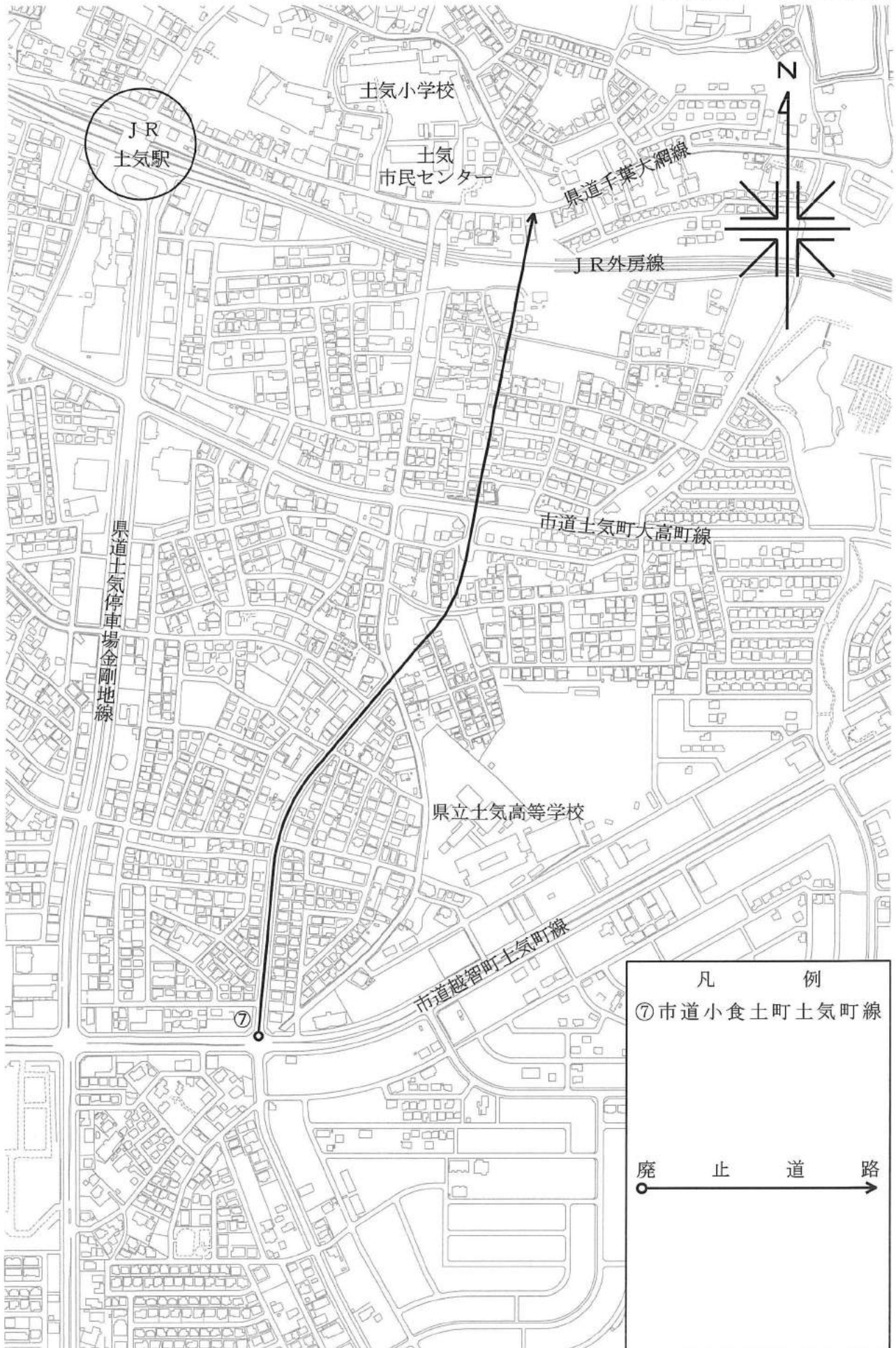
関係図面 市道路線認定図9





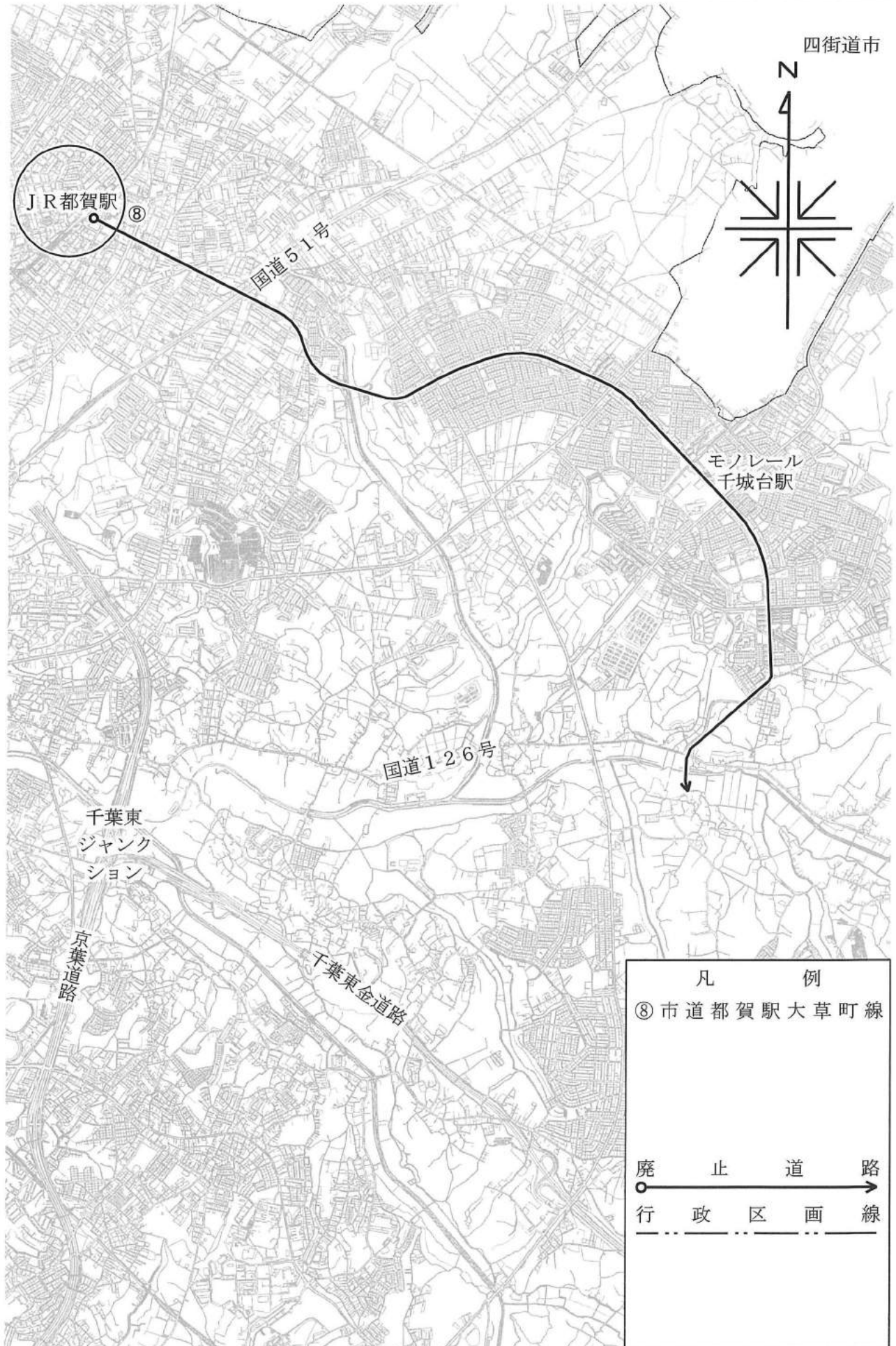
# 整理番号⑦ 市道路線廃止図4

関係図面 市道路線認定図11



# 整理番号⑧ 市道路線廃止図5

関係図面 市道路線認定図12

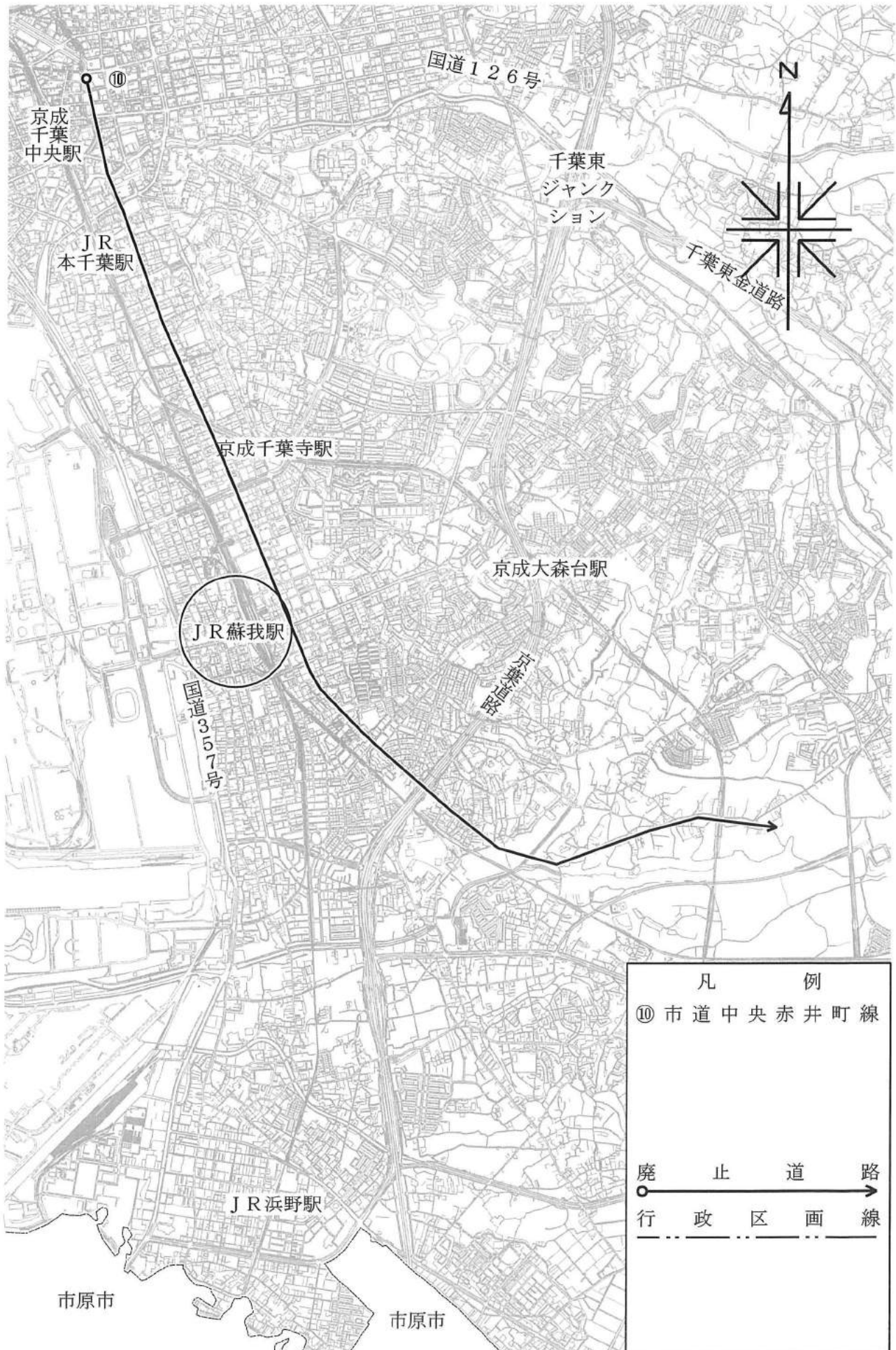






# 整理番号⑩ 市道路線廃止図7

関係図面 市道路線認定図14





~~~~~

議 案 説 明

市道路線の認定及び廃止について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものであります。